

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

国境を越えた電子マネーの流通と特許

本多正樹・亘理 光・相澤英孝

Discussion Paper No. 99-J-4

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES
BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒100-8630 東京中央郵便局私書箱 203 号

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

国境を越えた電子マネーの流通と特許

本多正樹・亘理 光・相澤英孝*

要 旨

金融のグローバル化の急速な進展とともに、金融サービスの提供にかかる国際的な競争が激化している。電子マネーの実用化も、そうした国際的な競争のなかで行われると予想される。電子マネーを実用化しようとする者は、競争上の優位を確保するため、各国で電子マネー関連技術の特許を取得しようとするが、付与されている各国の特許がどのような効力を有するかについては十分な検討がなされていない。

本稿は、電子マネーの主要なマーケットとなることが予想される日本、アメリカ合衆国、ヨーロッパにおける特許侵害訴訟の国際裁判管轄の決定、準拠法の決定および特許の効力についての判例等を整理し、これを踏まえて、インターネット上で流通する電子マネー関連技術に関わる特許侵害訴訟を検討したものである。

特許侵害訴訟についての国際裁判管轄と準拠法の決定に当たって、これまで、アメリカ合衆国やヨーロッパの判例では特許侵害品の流通が1つのメルクマールとなっているが、インターネット上を流通する電子マネーの関連技術の特許侵害訴訟において、このような判例の延長で捉えることができるのか、あるいは、新しいメルクマールを求めるのかという問題はアメリカ合衆国やヨーロッパでも残された問題となっている。

特許の効力に関しては、国境を前提とする特許法を国境を問題としないインターネット上の電子マネーに当てはめることに大きな問題が生じる。アメリカ合衆国やヨーロッパでは、国境を越えたネットワーク上の特許の実施や自国への特許侵害品の輸出に対しても特許の効力を認めた判例があるが、インターネット上を流通する電子マネーの関連技術の特許についてもこの延長で捉えることができるのが問題となっている。

いずれの問題も日本での検討は進んでいないが、電子マネーは世界各国を流通するものであり、主要なマーケットであるアメリカ合衆国やヨーロッパにおける状況についても、更なる検討が必要である。

キーワード：電子マネー、国際裁判管轄権、準拠法、特許法の地理的効力、インターネット

JEL classification : K19, K40, Q34

* 本多正樹・亘理 光

日本銀行金融研究所研究第2課 (E-mail : masaki.honda@boj.or.jp, hikaru.watari@boj.or.jp)

相澤英孝

早稲田大学アジア太平洋研究センター助教授

本稿を作成するに当たっては、石黒一憲法教授(東京大学)、早川眞一郎教授(東北大学)、岩倉正和弁護士(西村総合法律事務所)から有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。もっとも、本稿のあり得べき誤りは、すべて筆者に属することはいうまでもない。

目 次

	頁
1. 電子マネーと国境を前提とする特許法	1
(1) 電子マネーの性格と金融機関等の国際的競争	1
(2) 電子マネーのもたらす法律問題	2
(3) いわゆる属地主義について	3
2. 特許侵害訴訟の国際裁判管轄と準拠法	5
(1) 日本における国際裁判管轄	5
(2) アメリカ合衆国における特許侵害訴訟の裁判管轄	9
a. アメリカ合衆国における特許関連事件の裁判管轄	9
b. インターネットにおける裁判管轄	17
(3) ヨーロッパにおける裁判管轄	25
a. イギリスの伝統的な考え方	25
b. ブラッセル・ルガノ条約における特許侵害訴訟の管轄についての判例	27
c. インターネットにおける裁判管轄	38
(4) 準拠法	41
3. 外国における行為への特許法の適用	46
(1) 日本における国外の行為への特許法の適用	46
(2) アメリカ合衆国における国外の行為への特許法の適用	47
4. ネットワーク上を流通する電子マネーへの適用	55
【参考文献】	61
【判例索引】	64

1. 電子マネーと国境を前提とする特許法

(1) 電子マネーの性格と金融機関等の国際的競争

金融に関する各種の規制緩和や情報技術革新を背景に、金融のグローバル化が急速に進展するとともに、金融サービスの提供にかかる国際的な競争が激化している。暗号などの先端的な情報技術を背景とする電子マネーについても国際的な競争が行われることが予想される。電子マネーについての金融機関等の競争は、電子マネー関連技術の競争をもたらすことになる。電子マネー関連技術の競争は特許法を抜きに考えることはできない。電子マネーの実用化にあたって、電子マネー関連技術に特許を有する者は競争上の優位を確保することができるから、電子マネーを実用化しようとする金融機関等あるいはそれに電子マネー関連技術を供給しようとする者は、競って特許を取得しようとするからである。現に、電子マネーの実用化を見据えて、各国で、電子マネー関連技術について、多くの特許が出願され、特許も付与されている。このような状況では、電子マネーを実用化しようとする金融機関等は、電子マネー関連技術に付与されている各国の特許の効力がどのように及んでくるか、ということについて配慮せざるをえない。電子マネーを実用化しようとする金融機関等や金融機関等に関連技術を提供しようとする企業は、現に付与されている各国の特許あるいはこれから付与される各国の特許について、どの国の裁判所がどの国の特許法を適用するか、ということを検討することなしに、どのように特許を取得すべきか、第三者の有する特許にどのように注意を払うべきか、という特許に関する方針を決定することができないからである¹。

そして、電子マネーはインターネット上で流通するという特徴を持っている²。インターネットは国境を、ほとんど、問題としないが、電子マネー関連技術を保護している特許法も国境を前提に作られている。そこで、インターネット上を流通する電子マネーに関連する技術の特許には、国境を越えた特許の実施という特許法の新たな問題が生まれている。電子マネ

¹ 電子マネーを実用化しようとする者は、自ら電子マネー関連技術を開発するか、電子マネー関連技術を開発した者からライセンスを受けることになるであろう。その場合に、どのような経営方針を立てるべきかが問題となる。技術を開発した場合にどの国で特許を取得するか、他の技術開発者が特許を有している場合に、どのようなライセンスを受けるべきか、という問題である。どのような方針を立てるかは、特許がどのような法的保護を受けるかということ抜きにしては決定することができない。

² 現代社会でも、既に、通貨は国境を越えて流通しているが、銀行券などは、その物理的な面から国境を越えることに制約がある。また、国境を越える電子決済スキームであるEFTによる決済では、複数の決済システム間の競争ということが起きていない。

ーを実用化しようとする場合には、各国の特許がインターネット上の実施行為に対してどのような効力を持つかということも検討しておかなければならない。

(2) 電子マネーのもたらす法律問題

インターネット上での電子マネーを巡る、金融機関等の国境を越えた競争と国境を越えた技術の利用は、どのような場合に、どこの国の裁判所が事件を取り扱うか、その裁判所はどこの国の特許法を適用するか、適用された特許法は国境を越えた特許の実施をどのように取り扱うか、という問題を提起する。この問題が国際裁判管轄の問題で、国際民事訴訟法の問題であり、この問題が準拠法の問題で、国際私法の問題である³ 4。この問題が特許法の問題である。

国際民事訴訟法、国際私法は、各国の国内法である。したがって、各国の裁判所は、その国の国際民事訴訟法にしたがって、国際裁判管轄を認めるか否かを決定することになる。そして、国際裁判管轄を認める場合には、その裁判所の所在地の国際私法によって、どこの国の特許法を適用するか、を決定することになる⁵。したがって、日本で流通している電子マネー関連技術についても、複数の国の裁判所で特許侵害訴訟の管轄が肯定される可能性があり、実際、複数の国で特許侵害訴訟が係属することがある。その場合には、訴訟が係属する裁判所によって適用される特許法が異なることがある⁶。

国境を越えた特許の実施をどのように取り扱うかは、各国の特許法の問題である。WTO-Trips 協定やパリ条約などにより、各国の特許法の国際的調和は進められているものの、これらの条約によっては各国の特許の効力の地理的限界についての規定はなく、各国において付与された特許の効力の地理的限界はその国の特許法によって決定されることになる⁷。

³ この問題は国際私法の問題ともいうことができる。国際私法は国際民事訴訟法を含む意味でも用いられるからである。

⁴ この他に、外国判決の承認・執行という問題もある。

⁵ ハーグ国際私法会議（The Hague Conference on Private International Law）あるいは国際連合などによって、国際私法の統一の努力がなされているが、特許に関しては準拠法決定ルール³の統一が果たされているわけではない。

⁶ そこで、当事者は自分にもっとも有利な国の裁判所を選ぼうとする（これをforum shopping（法廷地漁り）という）。

⁷ ヨーロッパ特許条約も、特許の付与の手続を単一の官庁（ヨーロッパ特許庁）でできるものとしているが、付与された特許は指定国の特許としての効力をもつものとされている。

(3) いわゆる属地主義について

特許侵害訴訟について考える場合にあって、特許の属地的効力についての考え方（いわゆる属地主義の問題）について触れておこう。日本でも、日本の特許法に基づいて付与された特許の効力は日本の国内に限定されると考えられている⁸し、イギリスでも、イギリスの特許法に基づいて付与された特許の効力はイギリスの国内に限定されると考えられている⁹。アメリカ合衆国の特許法第 271 条(a)¹⁰は、アメリカ合衆国国内における製造・使用・販売（申出）及びアメリカ合衆国への輸入を特許の侵害と規定している¹¹。

この考え方をさらに進めて、特許に関する事件は特許を付与した国の裁判所にのみ管轄がある（専属管轄）という考え方もある。この考え方によれば、裁判所は、外国の特許についての侵害訴訟についても取り扱わないし、外国でなされた国内特許に関する判決についても承認しないことになる¹²。この考え方の背景には、外国特許の侵害訴訟は効果的な結果をもたらさないこと、外国特許の侵害訴訟を取り扱うことは国内裁判所にとって大きな負担となること¹³などの他に、特許にどのような効力を認めるかは、各国の産業政策に関わる問題であり、他国の裁判所が判断すべき問題ではない、という特許法が産業政策としての性格を有することからの論拠も考えられる。

もっとも、外国における行為でも、特許の侵害となる場合を認めている国もある¹⁴。例え

⁸ 豊崎光衛、『工業所有権法 [新版・増補]』、有斐閣、1980年、35頁

⁹ Tellell, Tellell on the Law of Patents, Sweet & Maxwell, 1994, p.174

Cornish, W. R., Intellectual Property, Sweet & Maxwell, 1989, p.163

¹⁰ 特許法第271条(a)「権限なく、特許発明をアメリカ合衆国において製造、使用、販売の申出、もしくは販売した者、あるいはその特許権の存続期間内に、特許発明をアメリカ合衆国に輸入した者は、その特許を侵害したもとする」

¹¹ ドイツでも同じであるとされている。Stauder, D., “Patent Protection in Extraterritorial Areas”, IIC Vol.7, No.4, p.474

¹² 特許に関する紛争といっても、いくつかの紛争がある。まず、特許権者が侵害者に対して損害賠償や侵害行為の差止めを請求する訴訟（特許侵害訴訟）がある。反対に、侵害者（と主張された者）が特許権者からの侵害訴訟に先立ち（あるいは並行して）、特許権者を被告として侵害はないことを求める訴訟（消極的確認訴訟）を提起することもある。また、特許の取消や無効確認を求める訴訟（取消訴訟あるいは無効確認訴訟）が考えられる（取消訴訟あるいは無効確認訴訟の被告は特許庁である場合も、特許権者である場合もある）。本稿ではこれらのうち、特許侵害訴訟及び消極的確認訴訟を中心に考察する。

¹³ 後述のConan Doyle事件の判旨、Fentiman, R., “Conflicts of Law, Multimedia and the Internet : Global Challenge for Law,” organized by International Federation of Computer Law Associations, The Computer & Law, held in Brussels : June 27-28, 1996, p14など。

¹⁴ このような立法も各国の立法管轄権を越えるものとして国際法に反するものではないとされている（石黒一憲、『国際民事訴訟法』、新世社、1996年、13頁、67頁）。もっとも、立法の内容によって

ば、アメリカ合衆国の判例では、特許にかかる物を第三者が外国で生産し、合衆国の販売会社がそれを輸入・販売した場合、輸入者の行為が特許侵害となるとともに、同国への輸出を目的とした（あるいは輸出されることを知りつつ行った）生産が、アメリカ合衆国の特許の間接侵害となる場合を認めている¹⁵。また、イギリスの判例でも、イギリス国外にいる者の共同侵害を認めている¹⁶。

裁判管轄についても、オランダやドイツの裁判所では、ブラッセル・ルガノ条約に基づいて、特許権者から侵害者に対して損害賠償や差止めを求める特許侵害訴訟は特許を付与した国の専属管轄ではないとしている¹⁷。

このように、外国における行為が特許の侵害とされたり、外国特許侵害訴訟を認める考え方の背景は、国際的取引が活発になっている現代社会の状況があるものと思われる¹⁸。電子マネーが利用される電子商取引は、これまでの国際的取引を越えた国境なき取引という状況が予想される。このような状況を踏まえて、国際裁判管轄、準拠法、特許法の効力の問題を考えていかなければならない。

本稿は、電子マネーの主要なマーケットとなることが予想される日本、アメリカ合衆国、ヨーロッパにおける知的財産権に関する訴訟の判例を踏まえて、インターネット上で流通する電子マネー関連技術に関わる特許侵害訴訟を検討したものである。以下、2．では、知的財産権に関する訴訟の判例分析を通じ、特許侵害訴訟の国際裁判管轄および準拠法について検討する。3．では、特許法の地理的効力の問題として、外国における行為に対する特許法の適用範囲について分析する。4．では、2．および3．において整理した考え方を踏まえ、インターネット上で流通する電子マネーの関連技術に関する特許侵害訴訟について検討を行なう。

は国際法の問題を生じうるとの意見もある（岩澤教授の示唆による）。

¹⁵ 後述のHoneywell v. Metz事件の連邦巡回控訴裁判所の判決。

¹⁶ 後述のMolnlycke事件の控訴院民事部の判決。

¹⁷ なお、イギリスは、特許権を含む知的財産権について厳格な属地主義の考え方を採用してきたといわれる（後述）。

¹⁸ Cornish, W. R., Intellectual Property, Sweet & Maxwell, 1989, p.55 は国際取引の拡大による裁判管轄の問題の重要性の増大を指摘する。

2. 特許侵害訴訟の国際裁判管轄と準拠法

(1) 日本における国際裁判管轄¹⁹

国際裁判管轄は各国の国内法によって決定される。日本では、昭和56年のマレーシア航空事件判決²⁰をリーディングケースとする最高裁判所の判例がある。平成9年の最高裁判所の判決²¹は、「どのような場合に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかについては、国際的に承認された一般的な準則が存在せず、国際的慣習法の成熟も十分ではないため、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である。そして、我が国の民訴法の規定する裁判籍²²のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当である」としたうえで、「我が国で裁判を行うことが当事者の公平、裁判の適正・迅速に反するような『特段の事情』がある場合にはわが国の国際裁判管轄を否定すべきである」と述べてい

¹⁹ 国際裁判管轄については、さしあたり、道垣内正人（新堂幸司・小島武司編）、『国際的裁判管轄』、『注釈民事訴訟法』、有斐閣、1991年、池原季雄（鈴木忠一・三ヶ月章監修）、『国際的裁判管轄』、『新・実務民事訴訟講座7』、日本評論社、1982年、石黒一憲、『現代国際私法 上』、東京大学出版会、1986年、石黒一憲、『国際民事訴訟法』、新世社、1996年などを参照。また、インターネットにおける国際裁判管轄については、石黒一憲、『国際知的財産権 サイバースペース vs. リアルワールド』、NTT出版株式会社、1998年、15-53頁や、道垣内正人、「サイバースペースと国際私法」、ジュリスト1117号、1997年、63頁以下がある。

²⁰ 最判昭和56年10月16日民集35巻7号1224頁。これは、マレーシアで起きた航空機墜落により死亡した日本人乗客の遺族が、マレーシア航空を被告として損害賠償を請求した事案である。同判決は、「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理によって決定するのが相当」だとして、「民事訴訟法の規定により日本のいずれかの地方裁判所の管轄が認められれば日本に国際裁判管轄を認めるのが条理に適う」という趣旨の判示をした。

²¹ 最判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁。マレーシア航空事件判決が「条理が民事訴訟法の土地管轄規定」であるとするのは、機械的にすぎ、そのまま適用すれば不当な結果になるおそれがある。その後の下級裁判所は、「最高裁判決によりつつ、結論を修正するという柔軟な姿勢をとっている」といわれている（澤木敬郎・道垣内正人、『国際私法入門 [第4版補訂版]』、有斐閣双書、1998年、205頁）。最判平成9年11月11日判決の「特段の事情」に関する判示は、このような判例の流れのなかでなされたものである。

平成9年の最高裁判所判決について評釈したものとして、竹下守夫・村上正子、「国際裁判管轄と特段の事情 最高裁平成9年11月11日判決の検討」、判例タイムズ979号、1998年等がある。

²² 判例は、民事訴訟法第1編第2章第1節の管轄の規定（4条から22条）は、専ら国内土地管轄（国内の裁判所のうち、どの地方の裁判所が管轄するかという問題）に関する規定であると解している。

る²³。特許侵害訴訟に関する管轄もこの判例理論にしたがって考えていくことになる。

民事訴訟法第4条第1項は、「訴えは、被告の普通裁判籍²⁴の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する」と定めている。国際裁判管轄でも同様に考えられ、被告の所在地が日本にあれば、原則として日本に管轄があることになる²⁵。この考え方を当てはめると、被告の住所地が日本にあれば、「特段の事情」がない限り、特許侵害訴訟を日本で提起できることになりそうである。

民事訴訟法第5条は、一定のタイプの事案について被告の所在地以外にも管轄を認めている。不法行為に関する訴えは、被告の所在地に加え、不法行為があった地でも訴訟を提起できる(9号)。特許侵害訴訟の国際裁判管轄についてこれを当てはめると、被告の住所地が日本になくても、侵害地(不法行為地)が日本であれば、「特段の事情」がない限り、日本で侵害訴訟を提起できることになりそうである。

民事訴訟法第7条は、併合管轄について定めている。ある請求について日本に管轄がある場合、これと関連する請求を併合することにより、関連する請求だけではその裁判所に管轄

²³ 国際裁判管轄では、原告・被告間の裁判管轄における利害の対立が格段に大きい点で、国内土地管轄と異なる面がある。国際裁判管轄の場合、国が異なれば司法制度も法の内容も異なり、事実上、どこの国で裁判するかが当事者に大きな影響を与えることがある。また、石黒教授は、「外国で訴訟をすることはその当事者にとって、費用、言語などの面で負担が大きい。…国際裁判管轄については、当該事案についてどこの国の裁判所で審理することが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するうえで合理的かを『特段の事情』の判断のなかで十分検討する必要がある」としている(石黒一憲、『現代国際私法 上』、東京大学出版会、1986年、238頁)。

²⁴ 新堂幸司、『新民事訴訟法』、弘文堂、1998年、88-89頁によれば、「一般に民事訴訟をするときは、原告のほうに被告の生活の根拠地に向いてするのが、公平であるとの考慮から、法は被告の生活の根拠地の裁判所に、事件の種類や内容を問わず、つねに管轄権が生じるものとしている。このように、どのような民事訴訟事件についてであれ、ある法主体が被告になったときにつねに管轄権を発生させる原因となる、その者の生活の根拠地を普通裁判籍という」とされている。自然人の普通裁判籍は、第1次的に住所による(4条2項)。法人の普通裁判籍は、主たる事務所または営業所、これがないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所による(4条4項)。外国の団体の場合は、日本における主たる事務所または営業所、これがなければ主たる業務担当者の住所による(4条5項)。これに対して、「種類内容において限定された事件について認められる裁判籍を特別裁判籍という」(新堂 同上)。

²⁵ 被告が法人である場合には、外国法人の支店などの扱いが問題となる。主たる営業所の所在地(あるいは設立準拠法)のみが所在地だとすれば、外国法人は日本に支店を有していても所在地を管轄原因として訴えることはできなくなる。マレーシア航空事件で最高裁判所は、「外国法人の普通裁判籍は日本における主な支店などの所在地により定まる」という民事訴訟法の規定(現在の4条5項)を根拠に、日本に支店などがあれば日本に所在していることになると判示したが、当該支店と全く関係のない取引などから生じた訴訟について日本の管轄を認めるのは適当かという批判もある。

がなくともこれを審理することができる²⁶。特許侵害訴訟においても、「特段の事情」がない限り、日本に住所地がない者に対する請求を併合したり（主観的併合）、日本の特許侵害訴訟に外国特許侵害訴訟を併合する（客観的併合）こともできることになりそうである。

しかし、ここで属地主義との関係が問題となる。例えば、日本に住所地がある者が、イギリスにおいてイギリス特許を侵害した場合に、当該事件について日本の裁判所に訴えることができるかという問題について、「わが国ではこの問題は属地主義の結果として否定される」とする見解²⁷がある。

結論を同じくする判決として、昭和28年の東京地方裁判所の判決²⁸がある。この事件では、日本法人間で満州国の特許侵害が争われた。判決は、法例第11条2項を根拠に原告の請求を棄却した。満州国の特許を満州国で侵害しても、日本法上は（属地的効力から）不法ではないので、法例第11条2項により満州特許法に基づく請求はできないというものである。この論理²⁹によれば、外国特許侵害訴訟は認容されえないことになる。すなわち、裁判管轄を否定したのと結果的に同じになる。しかし、この解釈に学説はほぼ一致して反対している³⁰。

これに対して、裁判管轄を認める見解もある。石黒教授は、外国著作権侵害の事例であるが、「法廷地国との関連性が十分にあり、かつ、両当事者のもろもろの行為の重点が明らかに法廷地国に所在するならば、それにつき管轄を認めることは、合理的と言えよう」と述べている³¹。また、山田教授は「工業所有権の付与、登録、寄託もしくはその有効性に関する訴訟については、外国で出願された以上、内国で訴えを提起できないことはいうまでもない。しかし、侵害訴訟については外国で出願された工業所有権の侵害行為がその外国で行われた

²⁶ 原告Xが被告Yに対して、請求 と を併合して請求する場合を客観的併合、XがYに対する請求 とZに対する請求 を併合する場合を主観的併合と呼ぶことがある。

²⁷ 豊崎光衛、『工業所有権法 [新版・増補]』、有斐閣、1980年、37頁

²⁸ 東京地判昭和28年6月12日下民集4巻6号847頁

²⁹ この論理は、後述のイギリスの double actionability と類似する解釈である（石黒一憲、『国際知的財産権 サイバースペース vs. リアルワールド』、NTT出版株式会社、1998年、45頁）。

³⁰ 日本において日本の特許権を侵害することは不法であるため、ある国においてその国内特許権を侵害することは日本法の目からみて不法でないとは評価されず、第11条2項に該当しないという批判である。なお、石黒教授は、この判例は国際裁判管轄自体は肯定しているとしている（石黒前掲書（注29）、47頁）。

³¹ 石黒前掲書（注29）、47頁。なお、石黒教授は「国際裁判管轄の有無の決定には諸般の事情を総合的に考慮した上での慎重な利益衡量が不可欠の前提となる」とし、「一国のみが排他的な国際裁判管轄を有するとすることは、私人による権利実現をそれだけ困難にする点で基本的に問題」との理由から、国際裁判管轄の原則的非専属性を主張する（『現代国際私法 上』、東京大学出版会、1986年、

としても、例えば、被告の住所が内国にある場合には、内国で訴を提起できるものというべきである」としている³² ³³。

国際裁判管轄に関する判例理論や上記の学説からすれば、外国特許侵害訴訟についても裁判管轄が肯定される場合はあるであろう。しかし、「特段の事情」がある場合には管轄が否定される。どのような場合に「特段の事情」ありとされるかは必ずしも明らかではないが、例えば外国で行われた行為について特許侵害を主張する場合に、その行為と日本との関連、被告と日本との関連などが、「特段の事情」の有無の判断のなかで、慎重に考慮されるべきことになる。また、インターネットにかかわる特許侵害事件については、物理的な国境がなく、世界中どこへでも情報が流れていくというインターネットの特徴を「特段の事情」の判断のなかで考慮することがなされるべきであろう。

267頁以下)。

³² 山田鎌一、『国際私法』、有斐閣、1992年、341頁

³³ このほか、茶園茂樹、「外国特許侵害事件の国際裁判管轄」、日本工業所有権法学会年報第21号、1998年は、「外国特許侵害事件の国際裁判管轄が認められないとすれば、例えば被告が侵害地国に財産を有していない場合に、特許権者は重大な不利益を受けることになる。そのような場合には、侵害地国の裁判所で侵害に基づく損害賠償請求が認定されても、實際上あまり意味がないからである」(60頁)、「外国特許侵害事件の国際裁判管轄を否定すべき理由はなく...、たとえば、被告がわが国に住所を有する場合には、『特段の事情』がある場合を除き、わが国裁判所に外国特許侵害訴訟を提起できる」(74頁)と述べる。もっとも、同論文も、被告の住所地が日本にない場合にも、不法行為地(民事訴訟法第5条9号参照)などを根拠に管轄が肯定されるか否かにまで言及していない。なお、同論文は、「わが国特許の侵害事件については、侵害者または被害者のいずれかが日本人であることを問わず、わが国裁判所に国際裁判管轄が存することに異論はない」と述べる。しかし、被告の住所地が日本にない場合には、不法行為地を管轄の根拠とするとか、特許を物と捉え、その所在地が日本であることを管轄原因とするといった説明が必要になると思われる。

(2) アメリカ合衆国における特許侵害訴訟の裁判管轄

a. アメリカ合衆国における特許関連事件の裁判管轄

アメリカ合衆国の判例では、実施行為の一部が国外でなされた場合にも侵害とされることがあるほか、国外の行為であっても侵害に当たることがあるとされている。このような場合でも、特許権者が外国の侵害者をアメリカ合衆国の裁判所で訴求するには、連邦裁判所に管轄がなければならない³⁴。そこで、どのような場合に外国の者を被告にできるかということが問題となる。

連邦地方裁判所で当該地方裁判所が属する州の者以外の者を被告とすることができる範囲は、当該州の法の定める範囲に従うとされている³⁵。判例 (International Shoe 事件)³⁶は、ある州の裁判所が人的管轄権を行使できるか否かを判断する際に、その被告と当該州 (法廷地) との間に関連性 (contacts)³⁷を問題にし、憲法上の適正手続の要請から、被告と法廷地州との間に「最小限の関連性 (minimum contacts)」が必要であるとする。すなわち、当該訴訟の維持が「伝統的なフェアプレーと実質的正義の観念 (traditional notions of fair play and substantial justice)」を害しない程度の最小限の関連性が必要であるが、この要請を満たせば、各州の裁判所の管轄の行使は肯定される³⁸。この最小限の関連性の要件は、purposeful availment、訴因との関連性、合理性の3つの要件に分けられている³⁹。

³⁴ アメリカ合衆国では連邦と各州がそれぞれ独立の裁判制度と法を有している。連邦裁判所の管轄は、憲法および制定法の規定により認められた範囲に限定されているが、特許権に関する事件は、制定法により、連邦裁判所の専属管轄とされる (連邦民事訴訟規則第1338条(a)) ので、このような意味での事物管轄 (subject matter jurisdiction) があることは問題がない。しかし、どのような者を被告にすることができるかという人的管轄権 (personal jurisdiction) も満たす必要がある。

³⁵ 連邦民事訴訟規則第4条(e)

³⁶ International Shoe v. Washington., 326 U.S. 310 (1945)

³⁷ 第2次抵触法リステイメント (American Law Institute, Restatement of the Law, Second, Conflicts of Law, Vol.1, 1971) 第24条以下は、人的管轄権行使のための関連性を所在 (presence)、住所地 (domicil)、州内でのビジネス、州内での行為、などに分けて記述している。法人については、支店や子会社の存在が直ちに管轄原因になるわけではないが、州内でのビジネスなどの要件のなかでそれが考慮されるようである (第2次抵触法リステイメント第47条・第52条参照)

³⁸ 各州は制定法によりその州の管轄を定めているが、その内容は、最小限の関連性の判例法理による限界 (違憲にならない範囲) を具体化したものになるようになっていく (石黒一憲、『現代国際私法 上』、東京大学出版会、1986年、298頁)。この法はロングアーム法と呼ばれている。判例では、まず、その州のロングアーム法を適用し、それにより管轄を肯定された場合、それが最小限の関連性を満たすか、というかたちで議論される。

³⁹ Reynolds v. International Amateur Athletic Fed'n, 23 F.3d 1110 (6th Cir.1994) で、次のように整

このような最小限の関連性の法理は、被告が外国人である場合にも当てはまるとされる(例えば、World Wide Volkswagen 事件)⁴⁰。

特許侵害訴訟において、外国人である被告の最小限の関連性が問題になった事例を3つ紹介する。このうち、Beverly Hills 事件は連邦巡回控訴裁判所(CAFC)⁴¹がこの問題を初めて扱ったものである⁴²。

< Honeywell Inc. v. Metz Apparatewerke 事件の第7巡回控訴裁判所の判決(1975年1月7日) >

43

【事案】原告 Honeywell 社(デラウェア法人)は写真用フラッシュ装置に関するアメリカ合衆国の特許を有している。被告 Metz 社(ドイツ法人)のフラッシュ装置に関する製品は、独占的配給契約を結んだ被告 Ehrenreich Photo-Optical 社および子会社を通じてアメリカ合衆国の市場に出回った。被告 Bass Camera 社は、被告 Ehrenreich Photo-Optical 社および子会社から製品を購入し販売していた。原告 Honeywell 社(デラウェア法人)は、自らの本拠のあるイリノイ州で、被告4社を相手取り、原告の特許権侵害を主張し訴訟を提起した。なお、控訴裁判所では原告の特許の有効性は争われず、被告 Metz 社は、当該製品が被告 Metz 社によって製造さ

理されている。 purposeful availment < 自覚的利用 > : 法廷地の州で行う特権を自ら自覚的に利用したか、そのことで法廷地に引き込まれることにつき合理的に予見可能か、 訴因との関連性 : 原告の請求原因が法廷地州と関連性する被告の行為から生じたものであるか、 合理性 : 被告の行為またはその結果によって生じる法廷地州との関連性が、管轄の行使を合理的ならしめる程実質的なものか。なお、被告の法廷地での活動が継続的かつ組織的な場合には、 訴因との関連性を問うことなく管轄が肯定される(これを general jurisdiction < 普通管轄 > と呼び、そうでない場合の specific jurisdiction < 特別管轄 > と区別される)。

⁴⁰ World-Wide Volkswagen Corp. v. Woodson, 444 U.S. 286 (1980) なお、アメリカ合衆国では、「jurisdictionについてのこれまでの判例は、州裁判管轄と国際裁判管轄とを区別せず、しかも非常に拡張的な傾向にあったが、最近はその傾向にも変化が生じかつ国際事件の場合には国際的考慮を始めている」(小林秀之、『アメリカ民事訴訟法』、弘文堂、1985年、18-19頁)との指摘がある。もっとも、World Wide Volkswagen事件判決や、Asahi Metal Industry Co. v. Superior Court of California., 480 U.S. 102 (1987)事件が、「ロング・アーム・スタチュートのゆき過ぎに、かなり歯止めをかけるものも出てきた、したがって流れは変わってきたのではないか」との見方については、「個々の事案の個性を度外視できず、上の如く言うことは必ずしも出来ない」との指摘もある(石黒一憲、『国際民事訴訟法』、新世社、1996年、140頁)。

⁴¹ 連邦巡回控訴裁判所(the Court of Appeals for the Federal Circuit)は、1982年に設立され、連邦地方裁判所が扱った特許事件の控訴を専属的に管轄する。

⁴² Chisum, D. S., Patents, Vol.8, Matthew & Bender, Cumulative Supplement 1997, pp.49-50

⁴³ 509 F.2d 1137 (7th Cir. 1975). 同事件の国外における積極的誘導侵害に関する判旨については、3.(2)を参照。

れたこと、また共同被告 Ehrenreich Photo-Optical 社および子会社によるアメリカ合衆国での販売が原告の特許侵害に当たるということも否定しなかった。

イリノイ北部東地区連邦地方裁判所は、Metz 社とイリノイ州との最小限の関連性 (minimum contacts) を否定した。その理由として、Metz 社と Ehrenreich Photo-Optical 社の契約からは、Ehrenreich Photo-Optical 社が Metz 社の代理人であると解釈できないこと、Metz 社は、販売してきた欠陥製品を修理・交換する Ehrenreich Photo-Optical 社のコストをカバーしただけであったこと、Ehrenreich Photo-Optical 社による Metz 社の商標使用があったが、それだけではイリノイ州とはごくわずかな関連性 (such a minimal contacts) があるにすぎないこと、Metz 社に人的管轄権を認めると「伝統的なフェアプレーおよび実質的正義の観念 (traditional notions of fair play and substantial justice)」に反すること、を挙げている。また、Metz 社は、イリノイ州のロングアーム法第 17 条(1)(a)に基づく訴状送達にも従う義務はないとした。

【判旨】 イリノイ州ロングアーム法に基づき人的管轄権を肯定し、破棄差戻した。

「被告 Metz 社と Ehrenreich Photo-Optical 社との合意は、Metz 社が原告のアメリカ合衆国特許の存在を十分認識しながら、アメリカ合衆国市場へ進出する意図があったことを示している。被告 Metz 社は直接にこの目的を達成してはいないが、Ehrenreich Photo-Optical 社にその目的を達成する手段を与えている。また、被告 Metz 社は、製品がアメリカ合衆国で販売されると認識して船積みをし、英文パンフレットの交付、製品発表の手助け、修繕費の補償もしていた。ロングアーム法第 17 条(1)(b)にいう不法行為地が州内である場合は、損害が州内で発生したと解すべきであるので、このような侵害の誘導行為は、不法行為地が州内である場合という要件を満たす」とした。

そして、「due process は、被告にとって不公正とならないように人的管轄権の行使を制限するが...最小限の関連性の有無はそれぞれの事件の個々の事実により判断されるべきである。...被告 Metz 社は物理的にイリノイ州に存在していないが、同州での損害発生を予知しつつ、通商の流れ (the stream of commerce) のなかに当該特許侵害製品を置いた。本件の経済的実体に注目すると、仲介者の利用や、製品の最終目的地の不知を理由に被告がロングアーム法の適用から逃れることは不法な行為を認めることになり、公正および due process 概念の目的範囲外である」とした。

< Huchel v. Sybron Corp. 事件のテキサス南部地区連邦地方裁判所(ヒューストン支部)の判決(1980年10月17日) >⁴⁴

【事案】 原告 Huchel 社(アメリカ合衆国法人)は歯科用医療器具に関するアメリカ合衆国の特許を有している。被告 Morita 社(日本法人)が日本で製造した歯科医療器具に関する製品は、日本の商社に売却され、この商社を通じてテキサス州のみならずアメリカ合衆国市場全域に出回った。Morita 社は、テキサス州あるいはアメリカ合衆国内で事業を行っておらず、アメリカ

⁴⁴ 212 U.S.P.Q.(BNA) 133 (S.D.Tex.1980)

合衆国にオフィス、倉庫、工場、電話線、銀行口座、従業員もなかったが、共同被告 Sybron 社・Ritter 社（ニューヨーク法人）および Patterson 社（テキサス法人）と提携関係にあり、アメリカ合衆国国内全域で販売されている歯科医向けの雑誌に自社製品の広告を載せていた。原告 Huchel 社は、テキサス州で、被告 4 社を相手取り、原告の特許侵害を主張し訴訟を提起した。被告 Sybron 社・Ritter 社は、本訴訟のニューヨーク南部地区連邦地方裁判所への移送を請求をし、Morita 社は、管轄不存在を理由に同社に対する本訴訟の却下を申立てた。

【判旨】 被告 Sybron 社・Ritter 社に関しては、連邦民事訴訟規則第 1400 条(b)に基づき、ニューヨーク連邦地方裁判所で裁判するのが適当とし、移送申立を肯定した。

被告 Patterson 社はテキサス法人であるのでテキサス地方裁判所で裁判するのが適当であるとし、本訴訟に止まるとした。被告 Morita 社に対しては、テキサス州との最小限の関連性（minimum contacts）を肯定し、管轄不存在の主張を退けた。

「テキサス州の管轄を被告 Morita 社に対して行使するには、（ ）purposeful availment、（ ）訴因との関連性、（ ）合理性、の 3 つを立証しなければならない。…被告 Morita 社の行為は、テキサス州民事訴訟法第 2031 条(b)に準じる訴状送達が正当化されるに十分な行為であり、人的管轄権を行使する立証として十分である」とした。

また、Morita 社は、Marston 事件を挙げて、テキサス州内で不法行為もしていないし、ビジネスをしたといえるような契約も締結していないと主張したが、「Morita 社はテキサス州において製品の広告をしていること、その製品の直接の販売先である日本の商社の 6.6%の株を保有している点で、Marston 事件（の被告の行為）と本事件の Morita 社の行為は異なる」とした。…International Shoe 事件における「最小限の関連性（minimum contacts）」の要件についても、「本件では、Morita 社にテキサス州でのビジネスとされるような行為がなくても、製品をテキサス州の市場に置き、テキサス州で広告をしたことは、『最小限の関連性（minimum contacts）』の要件を満たす」とした。

< Beverly Hills Fan Co. v. Royal Sovereign Corp.事件の連邦巡回控訴裁判所(CAFC)の判決(1994 年 3 月 8 日) >⁴⁵

【事案】 原告 Beverly Hills Fan Company 社（デラウェア法人・本拠地はカリフォルニア）は、天井にとりつけるファンに関するアメリカ合衆国特許を有していた。被告 Royal Sovereign 社（ニュージャージー法人）は、ヴァージニア州に 6 店舗もつ小売店に、天井にとりつけるファンの販売を行っていたが、この販売製品のマニュアルには被告 Royal Sovereign 社が販売元として記載され、被告 Royal Sovereign 社の保証書が添付されていた。原告は、被告 Ultec 社（中国法人）による製品の台湾での製造と、被告 Royal Sovereign 社による製品のアメリカ合衆国への輸入・販売行為が原告の特許侵害に当たると主張し、ヴァージニア東部連邦地方裁判所に訴訟を提起した。

ヴァージニア東部連邦地方裁判所は、最小限の関連性（minimum contacts）を否定し、管轄

⁴⁵ 21 F. 3d 1558 (Fed. Cir. 1994)

を否定した。

連邦巡回控訴裁判所では、被告 Royal Sovereign 社の保証書が付いた 52 個の製品が在庫として残っているとの事実も認定された。

【判旨】 ヴァージニア州ロングアーム法に基づき人的管轄権を肯定し、破棄差戻した。

「World-Wide Volkswagen 事件判決は、『製品の販売が単発的に生じたのではなく、製造者・販売者の製品を市場に流す (stream of commerce) よう直接的・間接的な努力から生じたのであれば、製造者・販売者に対して管轄を行使しても不合理ではない』との見解を示し、『法廷地の消費者が購入するだろうと予測しつつ、製品を通商の流れ (the stream of commerce) に置いた企業に対して管轄の行使を主張しても、due process の法理の観点から法廷地の越権とはならない』との判断を示した。...このように、意図的に確立した販売ルートが存在することは、『通商の流れ (the stream of commerce) 理論』において非常に重要なファクターである」とした。また、「被告 Royal Sovereign 社の保証書付きの製品が小売店に存在することから、被告が同小売店との間の販売ルートは意図的に確立されたもので、被告は製品の最終目的地がヴァージニア州であることを知っていたか、それを合理的に予測可能だったはずである」としている。

「Asahi Metal 事件判決では『通商の流れ (the stream of commerce) 理論』の要件について O'Connor 意見と Brennan 意見とで見解が分かれているが、本件では、この対立に入り込む必要はない。被告は共同して、意図的にその製品を通商の流れ (the stream of commerce) に置いた。被告は製品の最終目的地を知っていたし、自らの行為および法廷地との関係からみて、法廷地で被告とされることを合理的に予測できたはずである。以上のことが立証されている以上、『通商の流れ (the stream of commerce) 理論』のいずれの立場からも管轄を肯定するに十分である」とした。

また、判決では、各巡回裁判所の「通商の流れ (the stream of commerce) 理論」に関する考え方が異なること、この点について控訴裁判所レベルの判例法の統一を図ることは、連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) の任務であることを指摘したうえで、「知的財産権に関し、『通商の流れ (the stream of commerce) 理論』に言及した控訴裁判所レベルの判例は 5 件ある。うち 4 件は本件と同じような事案であり、管轄が肯定されている」とした⁴⁶。これら 4 件と本件の違いとして、本件では法廷地が原告の所在地ではないこと、小売店が共同被告となっていないことがあるが、これらは管轄の判断とは無関係な事情とする。さらに、「外国の被告の intentional nature に違いがあるようにみえるが、本件でも被告は特許侵害の警告を受けてからも出荷を続けており、十分意図的である」としている。

「『通商の流れ (the stream of commerce) 理論』から最小限の関連性があるとしても、管轄

⁴⁶ 肯定例としては、Stabilisierungsfonds Fur Wein v. Kaiser Stuhl Wine Distributors PTY. Ltd., 647 F.2d 200 (D.C. Cir. 1981)、Dakota Industries, Inc. v. Dakota Sportswear, Inc., 946 F.2d 1384 (8th Cir. 1991)、Horne v. Adolph Coors Co., 684 F.2d 255 (3d Cir. 1982)、Honeywell, Inc. v. Metz Apparatewerke, 509 F.2d 1137 (7th Cir. 1975) がある。否定例としては、Max Daetwyler Corp. v. Meyer, 762 F.2d 290 (3d Cir. 1985) がある。

を肯定することが不合理であるとするならば、due process の法理によって管轄は否定される。本件に関してはヴァージニア州で審理する原告の利害は大きい。一方、被告 Royal Sovereign 社の負担は特に重要ではない。他方、中国に本社がある被告 Ultec 社については管轄を否定し、中国の司法制度下で判断されるべきだと主張されるかもしれない。…しかしながら、『通信および輸送の発達、外国の裁判における訴訟上の抗弁を容易にさせる』と認識されており、…被告 Royal Sovereign 社を通じて事業を行った被告 Ultec 社はアメリカの司法制度によらないと主張することはできない」とする。

ロングアーム法の要件の関係で、損害発生地については、「知的財産権自体が無体の権利であり、物理的な存在地が特に存在しないことを理由に、法的損害発生地とは権利者の居住地であると解釈する裁判所もある。しかし、これに反対する十分な理由がある。特許権者が有する権利の束 (bundle of rights) のなかで最も重要な権利は、他人の使用を排除する排他的な権利である。この権利は特定の場所に結び付けられているのではなく、特許が認められている地域のどこにでも存在するものである。特許は連邦によって創設された権利であり、アメリカ合衆国内どこにでも存在する。…特許侵害製品の販売が行われると、特許権者は、そこでのビジネスを失うことになるため、製品の販売地を損害地と評価することができよう。この損失は、特許権者が競争製品を市場に出回らせていけば直ちに生じる。そうでない場合でも、損失は、ライセンス契約締結やその他の取り決めをすれば得られるであろう潜在的な収益を下回ることではない。ロングアーム法の管轄判断の対象は被告の行為に対して向けられ、原告の法廷地との関連性(原告の居住地など)は、決定的な考慮点とはならない。このような考えは、商標法・著作権法における判例法とも consistent である。…したがって、損害発生地あるいは侵害行為が直接的に特許権者の利益に影響を与えた地が法廷地となり、本件では特許侵害製品が販売されたヴァージニア州が法廷地となる」とした。

そして、「以上から、ヴァージニア州ロングアーム法 A4 条の『不法行為による損害』要件は満たす。『州外での作為あるいは不作為』という要件も、この州に被告が既存の販売ルートを通じて、意図的に特許侵害製品をヴァージニアに出荷したことをもって満たす。さらに本条では、『実質的な収入』の要件があるが、この要件も被告が販売ルートを経由しヴァージニア州への継続的な出荷を行うことで、原告の実質的な収入が奪われたといえる」とした。

この3つの事件はいずれも、外国の被告は合衆国国外で製品を製造し、合衆国では直接ビジネスをしていないが、法廷地の州において被告の製品が販売されていた事例である⁴⁷。

被告と法廷地州との最小限の関連性について、Honeywell 事件および Huchel 事件では、当該製品が法廷地州に出回ることを予知しつつ、通商の流れ (the stream of commerce) のなかに当該製品を置いたことを指摘しているが、同時に被告が修繕費の補償、マーケティング、宣伝などを行っていたことも認定されている。これは、最小限の関連性の3つの要件のうち、

⁴⁷ 同様のケースで、被告には「persistent course of conduct」がないとして管轄を否定した判例とし

purposeful availment の要件にかかわるものである。

この「通商の流れ (the stream of commerce) 理論」に関しては、製造物責任に関する Asahi Metal 事件判決においてその解釈が議論された。すなわち、被告が当該製品が法廷地の州に出回ることを予知して通商の流れ (the stream of commerce) にその製品を置いただけで purposeful availment の要件を満たすか、法廷地州に向けた「被告のそれ以上の行為 (additional conduct) 」が加わる必要があるのか、という問題である。最高裁の裁判官の意見は 4 対 4 の同数となった。このうち、additional conduct が必要という意見が O'Connor 意見であり、不要という意見が Brennan 意見である。

こうした状況下、Beverly Hills 事件において連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) は、知的財産権に関する事件においても「通商の流れ (the stream of commerce) 理論」の要件についての下級裁判所の判断は分かれていたことを指摘しつつ、「通商の流れ (the stream of commerce) 理論」において被告が意図的に法廷地との販売ルートを確立したことは重要な要素であるとの立場から、本件では O'Connor 意見と Brennan 意見のいずれかをとりかを判断する必要はないとした。

しかし、Beverly Hills 事件判決は、外国の Ultec 社が流通ルートの確立にどのように関与していたかをほとんど問題にしておらず、「それ以上の行為」を重視しているとはいえないだろう。

また、「通商の流れ (the stream of commerce) 理論」に関しては、「それ以上の行為」が必要との O'Connor 意見によったとしても、どのような行為がそれに該当するかという問題もある。例えば、宣伝について、「判例の大勢は、全国紙 (nationally circulated newspaper) に広告を掲載するだけでは、purposeful availment にはならないとするように見える。しかし、(商標侵害について) 全国に出回る雑誌で広告し、法廷地州で販売を特に制限する意図を示さなかったことを根拠に管轄を肯定した例がある。...、このことをみても管轄の有無を分ける明確な基準は提示されていない」との指摘がある。

これらの事例でもう 1 つ問題となるのは、損害がどこで発生したと考えるかである。Honeywell 判決は、被告の積極的誘導侵害行為は合衆国国外で行われたとしつつ、損害はイリノイ州で発生したとし、ロングアーム法上にいう不法行為地は損害発生地を指すとの解釈から、同法の要件を満たすとした。Chisum は、Honeywell 判決がイリノイ州で損害が発生したとする理由が、「侵害製品がイリノイ州で販売されたため」か「特許権者の所在地がイ

て Marston 事件 (351 F. Supp.1122 (E. D.Va 1972)) がある。

リノイ州であった」ためか、はっきりしないと指摘していた⁴⁸。なぜこれが問題になるかという、後者であれば、製品が実際に原告の所在地で販売されていなくても、その州の管轄が肯定される可能性があるからである。この点につき、Wille は損害が特許権者の所在地で生じているとの解釈は、特許権の性質に関する誤解から生じたもので、製品が販売された地をもって損害発生地と捉えるべきだと主張していた。連邦巡回控訴裁判所（CAFC）は、Beverly Hills 事件判決において、Wille の論文を引用し、損害発生地は侵害製品が販売された地と解すべきだとしているので、判例上は一応の解決がみられた。

いずれにしても、上記のような事例を見る限り、外国から製品がアメリカ合衆国に輸入され、それがアメリカ合衆国特許を侵害するケースでは、外国にいる者も、何らかの行為を捉えて法廷地との最小限の関連性が肯定され、被告として引き込まれる可能性があることは否定できないといえよう。

これに対して、被告の人的管轄の範囲の問題としてではなく、連邦裁判所において外国特許の侵害をアメリカ合衆国特許侵害と併合して審理することができるかが争われたのが Mars 事件である。

< Mars Inc. v. Kabushiki-kaisyu Nippon Conlux 事件の連邦巡回控訴裁判所（CAFC）（1994年4月29日） >

【事案】 原告 Mars 社（アメリカ合衆国法人）はコインを電子的手段により判別する方法に関するアメリカ合衆国の特許およびほぼ同一内容の器具に関する日本の特許を有している。1992年、原告は、被告 Nippon Conlux 社（日本法人）およびアメリカ合衆国の子会社である Conlux U.S.A. 社が製造した製品は、原告のアメリカ合衆国特許および日本特許の侵害に当たるとしてデラウェア連邦地方裁判所に訴訟を提起した。

デラウェア連邦地方裁判所は、国際的な礼讓（comity）の原則、forum non conveniens の法理⁴⁹に反することを理由に、裁量により管轄の行使を回避した。

⁴⁸ Chisum, D. S., Patents, Vol.8, Matthew & Bender, Cumulative Supplement 1997, pp.121-182

⁴⁹ forum non conveniens の法理とは、訴えの提起がなされた法廷地が裁判をなすのに極めて不都合である（seriously inconvenient）場合、より一層適切な法廷地（a more appropriate forum）で原告が訴えを提起できるのであれば、管轄の行使を控えるべきであるというものである（第2次抵触法リステイメント（American Law Institute, Restatement of the Law, Second, Conflicts of Law, Vol.1, 1971）第84条）。この法理の適用にあたっては、広汎な裁判官の裁量に委ねられる（石黒一憲、『現代国際私法 上』、東京大学出版会、1986年、640頁）。この法理は、合衆国内の州際事件だけでなく、国際裁判管轄の局面でも適用がある（小林秀之、『アメリカ民事訴訟法』、弘文堂、1993年、52頁）。

控訴裁判所では、日本の特許侵害に関する管轄が争われた。原告は、特許の事件に不正競争に関する請求を併合して審理する管轄を与える連邦民事訴訟規則第 1338 条(b)に基づき、日本の特許侵害に基づく請求は、ここにいう不正競争上の請求に含まれる、日本の特許侵害に関する請求は、連邦民事訴訟規則第 1367 条(a)の補充的管轄の要件を満たす、と主張した。

【判旨】 管轄の存在自体を否定し、控訴を棄却した。

「連邦民事訴訟規則第 1338 条(b)は、不正競争上の実体的な請求権を創設したものではなく、州法などの規定により不正競争上の請求権を当事者がもつ場合に、その請求と特許法上の請求を併合できることを定めるにすぎない。また、不正競争法と特許法はそれぞれ別々の目的と形式をもつ法分野である。原告主張のように、第 1338 条(b)の不正競争上の請求を広く解釈する理由はない。...連邦民事訴訟規則第 1367 条(a)の補充的管轄については、2つの請求が common nucleus of operative fact から生じたとはいえない。原告は、ある装置を組み込んだ製品の製造・販売によるアメリカ合衆国の方法の特許の間接侵害および直接侵害と、被告の別の装置による日本の器具に関する特許の直接侵害、を主張している。すなわち、この2つの主張は、Ortman 事件とは異なり、『似た行為』でも『同じ手段』に関するものでもなく、併合審理することが期待されるような関連性があるとはいえない。それぞれ特許の内容も、侵害行為の内容や製品の範囲も準拠法も全て異なる」とした。

この判決は、連邦地方裁判所判決が国際礼让 (comity) の法理に基づき裁量により管轄の行使を回避したのに対し、管轄の存在自体を否定し、控訴を退けている。

この点で、外国で生じた外国特許侵害のようにアメリカ合衆国と直接のかかわりが薄い事件については、管轄の行使に慎重であることを示していると考えられるように思われる。

b. インターネットにおける裁判管轄

インターネットにおける裁判管轄について議論がなされているのは、州外の者がインターネットのウェブサイトの情報に載せた場合、その者に対する裁判管轄がどうなるかという問題である。ウェブサイトについてどのような紛争が生じるかという点、州外の者がウェブサイトに載せた情報のなかに他人の商標などが含まれている場合、州外の者が他人の名誉や人格を中傷するような記事をウェブサイト上に掲載した場合、州外の者がインターネットを通じて締結したソフトウェアその他のデジタルコンテンツの売買契約から紛争が生じた場合、などが挙げられる。このような場合に、州外の者に対する管轄はどうなるかが問題になるのである。

Zippo 事件判決では、これらのウェブサイトに関連する判例は概ね 3 つの類型に分類されると指摘している。

被告がインターネットを通じて明らかにビジネスを行っている場合。つまり、仮に被告が州外の居住者と契約を締結し、インターネットを通じてコンピュータファイルの交換を意識的かつ反復的に行った場合には、(当該居住者が居住する州の)被告に対する管轄は肯定される(CompuServe事件)。

の反対の極にあるのが、被告が州外に居住する利用者が利用可能なインターネットのウェブサイト上に、単に情報を置いていた場合である。関心がある人に利用可能な情報を置くだけでそれ以上の行為を行わない受動的なウェブサイトは、管轄が否定される(Bensusan事件)。

と の中間的な立場にあるものが、利用者がホストコンピュータと双方向的(interactivity)に情報を交換することができる場合である。このような場合、双方向性の程度およびウェブサイトで伝達された情報交換の商業的性格(nature)によって管轄が決定される(Maritz事件⁵⁰)。

これらの判例は、「インターネットによってビジネスを行い、法廷地州の消費者をターゲットにする意図が明らかな場合は管轄を肯定するに十分である一方、単にウェブサイトに掲載するだけではおそらく不十分である」と整理されている⁵¹。これは、「通商の流れ(the stream of commerce)理論」に関するAsahi Metal事件⁵²のO'Connor意見(単に製品が法廷地の州に出回ることを予知して通商の流れ(the stream of commerce)にその製品を置いただけではpurposeful availmentの要件を満たさないとする意見)の類推であるという⁵³。

こうした判例のフレームワークは、いくつかの論文によって以下のように根拠づけられている。例えば、Stott論文は、「インターネットは物理的な境界がなく、world-wideな性質をもつため、O'Connor意見のように『それ以上の行為』を要件とすることが不可欠である」と主張する。その理由として、「製造物責任に関しては、被告が当該製品が法廷地の州に出回ることを予知して通商の流れ(the stream of commerce)に製品を置いただけで管轄を行使

⁵⁰ Maritz, Inc. v. Cybergold, Inc., 947 F. Supp. 1328 (E. D. 1996)

⁵¹ Bender, D., "Chapter 3D: Internet Issues", Computer Law, Vol. 2, No.34, June 1998, pp.3D22-3D28.8

Stott, D. L., "Personal Jurisdiction in Cyberspace: The Constitutional Boundary of Minimum Contacts Limited to a Web Site", The John Marshall Journal of Computer & Information Law, Vol. XV, No. 4, 1997

Kelly, D. M., and C. J. Hieber, "Untangling a Web of Minimum Contacts: The Internet and Personal Jurisdiction in Trademark and Unfair Competition Cases", The Trademark Reporter, Vol. 87, No. 5, Sep-Oct, 1997

平野晋、「サイバースペース法とインターネット上の裁判管轄」、国際商事法務、第25巻第10号、1997年

⁵² Asahi Metal Industry Co. v. Superior Court of California., 480 U.S. 102 (1987)

⁵³ Stott前掲論文(注51)、839頁。実際、CompuServe事件やBensusan事件は、O'Connor意見を引用している。

できるとの Brennan 意見の方が O'Connor 意見よりも適切であるかもしれない。しかし、インターネットの場合は事情が異なる。インターネットの利用者が自分の product が世界中に広がることを認識していても、その認識は一般的なものである。利用者自身、その product がどの法域に流れていくのかわからない (have no notice)。...ウェブサイトでの広告だけで管轄を肯定することは、(Hearst 事件判決が指摘するように)世界中の法廷が World-Wide Web 上のすべての情報提供者に対して管轄を行使できると宣言するのと等しく、...それはインターネットの発展に negative impact を与えるものである」⁵⁴と指摘する。

同様に、Kelly and Hieber 論文は、単にウェブサイトに掲載したことを管轄肯定の理由とすることは、「法廷地において行為することにより、その州で被告にされる可能性を認識していない者 (without notice) に管轄を行使することになり、due process に反する」⁵⁵と主張する。

ところで、Stott 論文は、Zippo 事件判決の第 3 の中間的な類型は曖昧であると指摘する。その理由として、この類型に分類されている Inset 事件⁵⁶や Maritz 事件は、ウェブサイトに 1 800 US-INSET という電話番号を含む広告を載せたことは、法廷地に向けた purposeful availment であるという考え方をとっており、O'Connor 意見やそれを引用する CompuServe 事件の立場と異なっていることを挙げる。そして、「これらの事件は、むしろ Bensusan 事件と同様、受動的なウェブサイトに関するものであり、もし O'Connor 意見にしたがっていれば結果は異なっていたらう」としている⁵⁷。

これに対して、Kelly and Hieber 論文はこの 2 つの事件を「ウェブサイトを通じ、法廷地でビジネスを行った事例」として紹介し⁵⁸、Bender 論文は、Inset 事件を「受動的なウェブサイトに関するもの」、Maritz 事件を「受動的とはいえないウェブサイトに関するもの」と分類している⁵⁹。

このような違いが生じることにつき Stott 論文は、「何が『それ以上の行為』に該当する

⁵⁴ Stott, D. L., "Personal Jurisdiction in Cyberspace: The Constitutional Boundary of Minimum Contacts Limited to a Web Site", *The John Marshall Journal of Computer & Information Law*, Vol. XV, No. 4, 1997, pp.839-840

⁵⁵ Kelly, D. M., & C. J. Hieber, "Untangling a Web of Minimum Contacts: The Internet and Personal Jurisdiction in Trademark and Unfair Competition Cases", *The Trademark Reporter*, Vol. 87, No. 5, Sep-Oct, 1997, p.539

同論文では、これは(どんどん管轄を広げる) slippery slope を造るのに等しいとも指摘している。

⁵⁶ *Inset Systems, Inc. v. Instruction Set, Inc.*, 937 F.Supp. 161 (D. Conn. 1996)

⁵⁷ Stott 前掲論文(注54)、846頁

⁵⁸ Kelly and Hieber 前掲論文(注55)、542-545頁

かについて見方が異なっている」ことが原因であると示唆している。「ウェブサイトにもフリーの電話番号を掲載することや e-mail によりメッセージを受け付けることは、インターネットを通じて自己の製品やサービスを売ることとは異なり、『それ以上の行為』に該当しない」というのが、Stott 論文の主張であるが、Kelly and Hieber 論文では、フリーの電話番号の掲載だけで、管轄肯定の理由となりうるかのような記述がある⁶⁰。

このようにみると、多くの論者がウェブサイトに関しては「通商の流れ (the stream of commerce) 理論」に関する O'Connor 意見の立場に基づくべきものとしているが、どのような場合に管轄を認めるかについては意見が一致していない。

上記の議論は、外国人が被告となった Asahi Metal 事件の O'Connor 意見を基礎に、インターネットの world-wide な性格をも考慮して論じている。ただ、インターネットに関する判決例は、アメリカ合衆国国内に居住する被告がウェブサイトを有する場合に、被告の居住する州以外の州の裁判所が管轄を有するかを扱ったものが多く、外国に居住する被告がウェブサイトを有する場合についての管轄が問題となった判例は少ない。

< Playboy Enterprises, Inc. v. Chuckleberry Publishing, Inc. 事件のニューヨーク南部地区連邦地方裁判所の判決 (1996 年 6 月 19 日) >⁶¹

【事案】原告 Playboy Enterprises 社(アメリカ合衆国法人)は、世界中で販売されている「PLAYBOY」という著名な雑誌の発行会社である。1967 年、被告 Tattilo Editrice 社(イタリア法人)は「PLAYMEN」という名称を用いて、イタリアで男性向け雑誌を発刊した(この雑誌は英語のタイトルがついているが、イタリアで執筆されたもの)。原告 Playboy Enterprises 社は、被告 Tattilo Editrice 社の雑誌の販売または頒布行為が原告の商標権侵害に当たるとして差止命令を求める訴訟を提起しており、差止命令判決も下されていた(1981 年)。

1996 年 1 月に、インターネット上(WWW サーバはイタリアに存在する)に、PLAYMEN の名前を模したサイトを開設した。このサイトでは、イタリアで販売されている雑誌等に掲載されている写真の画像を閲覧可能とし、さらに画像を見たい者は被告と連絡をとり、パスワード等をもらったうえで、閲覧をする仕組みになっていた(有料のものと無料のものが存在する)。被告 Tattilo Editrice 社のインターネット上でのこのような行動に対し、原告 Playboy Enterprises 社は差止命令判決違反として訴訟を提起した。

⁵⁹ Bender, D., "Chapter 3D: Internet Issues", Computer Law, Vol. 2, No.34, June 1998, pp.3D28

⁶⁰ Kelly, D. M., & C. J. Hieber, "Untangling a Web of Minimum Contacts: The Internet and Personal Jurisdiction in Trademark and Unfair Competition Cases", The Trademark Reporter, Vol. 87, No. 5, Sep-Oct, 1997, p.570

⁶¹ 939 F. Supp. 1032 (S.D.N.Y. 1996)

原告の主張は、インターネットサイトを完全にシャットアウトするか、アメリカ合衆国に居住する顧客からの新規申込の拒否、アメリカ合衆国の顧客が事前に購入していたインターネットにアクセスするための利用者ネームおよびパスワードを無効化するなど7つで、本判決後2週間以内に以下の差止命令の実行を要求した。これに対して被告は差止命令の内容の修正を主張した。

【判旨】 被告の異議を却下。原告申立どおり差止命令の実行を認めた。

「被告 Tattilo Editrice 社はアメリカ合衆国に代理人も有さないし、事業所も置いていないイタリア企業であり、アメリカ合衆国においてイタリアの雑誌である『PLAYMEN』の内容について、何ら販売、頒布、出版、広告もしていないが、本裁判所は、1981年の差止命令の執行を目的とし、被告に対する管轄行使肯定の立場を保持する」とした。その理由として、「被告の行為は、単にプロバイダーとしての活動だけでなく、『PLAYMEN』というサービスおよびこれらのサービスのコンテンツをも供給している。さらに、このコンテンツたる画像は被告の提供するサービスへの申込者の端末にダウンロードすることができる。実際に、被告はそのような行為を積極的に誘導している」こと、「被告 Tattilo Editrice 社は、これらの画像をアメリカ合衆国国内に頒布したのではなく、単にイタリア国内のサーバに画像を置いただけであると主張するが、利用者からサイトの閲覧申込を受けた場合、e-mail によってパスワードを利用者に教えてアクセスできるよう手続を行っている。このような行為は製品をアメリカ合衆国国内に頒布したと認められる」ことを挙げている。

しかし、「被告 Tattilo Editrice 社がイタリアでインターネットサイトを維持することを本裁判所が禁じるわけではない。世界中の利用者がアクセスできるインターネットにおいて、その製品の頒布を禁じる国が一つあったからというだけで被告がそのサイトのオペレーションを禁じられるわけではない。さもなければ、当裁判所、あるいは世界中の他のあらゆる裁判所が、地球的な WWW 上の全ての情報提供者に対して裁判管轄を主張しうることになってしまう。そのような判決は、この地球的なサービスを使用する利用者へ破壊的な影響を与えることになる。インターネットは、国籍、宗教、性別、年齢、あるいは品位に関するコミュニティーの基準による監視もなく公に議論が行える場所として、特別な保護を受けるに値する。...しかしながら、この特別な保護は、裁判所による命令や差止判決の無視を認めるものではない。仮に無視が肯定されると、差止判決の意味が失われ、知的財産権の保護が図られなくなる。当裁判所は地球上におけるインターネットサイトの開設を禁じるための管轄を有しないし、また、禁止を望まないが、アメリカ合衆国国内においてインターネットサイトへのアクセスを禁じることはできる。したがって、被告 Tattilo Editrice 社がサイトを引き続きオペレーションすることは許されるが、アメリカ合衆国内に居住する顧客からの申込を受諾してはならない」とした。さらに、「被告 Tattilo Editrice 社のアメリカ合衆国国内に製品を頒布する目的で、『PLAYMEN』のサイトを使用した行為は、差止判決に反する。差止判決の意図は、被告 Tattilo Editrice 社がアメリカ合衆国の顧客への『PLAYMEN』の雑誌および関連性商品の販売を禁じることにある。被告 Tattilo Editrice 社は、インターネットを通じて製品を販売することにより、意図的に差止判決を回避しようとした。サイバースペースは被告が裁判所の差止判決を回

避することのできる避難所 (safe haven) ではない」とした。

そして、裁判所は、「(1)インターネットサイトを完全にシャットダウンするか、または、アメリカ合衆国に居住する顧客からの新規加入申込金の受領を差し控えること、(2)アメリカ合衆国の顧客が事前に購入していたインターネットにアクセスするためのユーザーネームおよびパスワードを無効にすること、(3)アメリカ合衆国の顧客に対し、彼らの払込金のうち未使用分の払い戻しをすること、(4)アメリカ合衆国の顧客による当該インターネット・サービスのための払込金から得たすべての利益を原告に送金すること、(5)アメリカ合衆国の顧客への、「PLAYMEN」のインターネット・サービスにおいて宣伝された物およびサービスの総販売利益を原告に送金すること、(6)潜在的なアメリカ合衆国の顧客からのすべての加入申込を受けけないように指示するため、「PLAYMEN」のインターネットサイトを改良すること、(7)当訴訟でかかった弁護士費用およびその他のコストを原告に送金すること。仮にこれらの条件が 2 週間以内に満たされなければ、この命令が完全に履行されるまで、被告は原告に対し 1 日当たり 1000 ドルの罰金を支払うこと」との差止命令を下した。

この事件では、1981 年の差止命令に対する違反に基づく裁判所侮辱 (contempt of court) が問題になっているため、商標侵害訴訟における管轄の有無が問題となった事案ではない⁶²が、ウェブサイトの開設を扱っている点では上述の判例と共通している。被告がウェブサイトに単に情報を載せただけでなく、パスワードの配布などにより、アメリカ合衆国の顧客を積極的に勧誘したことを差止命令の基礎としている。そして判旨は、「当裁判所は地球上におけるインターネットサイトの開設を禁じる管轄を有しないし、また、それを望まないが、アメリカ合衆国国内においてインターネットへのアクセスを禁じることはできる」としている。しかしながら、裁判所が物理的にアメリカ合衆国内からのアクセスを禁じることができると考えているとするならば、その裁判所の技術認識は誤りであろう。裁判所が命じた差止命令 (1) は、技術的に可能な範囲で「アメリカ合衆国に居住する顧客」からのアクセスを禁じる趣旨かもしれないが、その場合には、「アメリカ合衆国に居住する顧客」がどの範囲の人を指すかという問題が生じる。インターネットのサイトはどのような経路でアクセスがなされたかは認識することが可能な場合はあるとしても、どこの国の居住者がアクセスしてきたかを認識することは不可能である。したがって、このような差止命令は、事実上、インターネットサイトをシャットダウンすることを命じていることになり、「地球上におけるインターネットサイトの開設を禁じるための管轄を有しない」とする判示と矛盾することになる。

⁶² 石黒一憲、『国際知的財産権 サイバースペース vs. リアルワールド』、NTT出版株式会社、1998 年、40 頁によれば、本件が「1981 年差止命令に対する被告の違反に根拠を置く、民事の裁判所侮辱の

【事案】 被告 Jolly Diodoro Hotel 社 (イタリア法人) はイタリアで 32 のホテルを経営する会社であり、子会社はニューヨーク州でホテルを経営している。1993 年、被告 Jolly Diodoro Hotel 社とマサチューセッツ州の Grand Circle Travel 社 (以下 GCT 社) は、シチリア島にある被告 Jolly Diodoro Hotel 社の部屋の一定数を 1994 年中 GCT 社のために確保する契約を締結した。原告 Eileen Weber (アメリカ人) は以前 GCT 社を通じて旅行し、その後もパンフレットの送付を受けていた。1994 年、原告 Eileen Weber は同社の案内を見て、イタリア旅行に参加。被告 Jolly Diodoro Hotel 社に宿泊中負傷した。被告はインターネット上にホテル設備などに関する情報を掲載していた。

原告 Eileen Weber は、GCT 社がパンフレットなどにより直接ニュージャージー州で勧誘したから、ニュージャージー州の裁判所は GCT 社に対する管轄がある。被告 Jolly Diodoro Hotel 社は GCT 社に独占的供給契約を与えているので、GCT 社に対するのと同様に被告に対しても特別管轄を有する、被告がインターネットを利用して情報を掲載していた行為は、ニュージャージー州で広告をしたのと同様の行為であり、それを根拠に一般管轄を行使できる、

本裁判所に人的管轄権がない場合には、本事件を被告の子会社のあるニューヨーク連邦地方裁判所へ移送すべきである、と主張し訴訟を提起した。

【判旨】 原告の請求を却下。ただし、本件をニューヨーク連邦地方裁判所へ移送した。

特別管轄に関する原告の主張は理由がないとした。「() 被告 Jolly Diodoro Hotel 社と GCT 社間の契約は、GCT 社に独占的供給権を与えるものではない。() 原告 Eileen Weber の引用する Van Eeuwen 事件⁶⁴とは事案が異なる。本件はイタリアでのサービスに関する事件だが、同事件はニュージャージー州での商品供給に関する事件である。また本件の被告と GCT 社の関係は、上記事件のような車輪のハブとスポークのような関係ではない。() 同様に Rutherford 事件⁶⁵とも異なる。同事件の被告は、旅行勧誘のためニュージャージー州に社員を派遣し、ニュージャージー州の新聞・雑誌に広告も掲載していた。被告の行為は、ニュージャージー州の住民に意図的に向けられていた。本件では、被告 Jolly Diodoro Hotel 社は新聞でも広告もないし、勧誘する社員も送り込んでいない。被告と GCT 社との関係から、被告にニュージャージー州法とその利益の意図的利用 (purposeful availment) を見出すことはできない」とした。

普通管轄に関する主張も理由がないとした。「インターネットと人的管轄権の問題を扱っ

ケースだった」ため、「国際裁判管轄の問題が完全にバイパスされている」という。

⁶³ 977 F. Supp. 327 (D.N.J. 1997)

⁶⁴ Van Eeuwen v. Heidelberg Eastern, Inc., 123 N.J. Super. 251, 306 A.2d 79 (N.J. Super. Ct. App. Div. 1973)

⁶⁵ Rutherford v. Sherburne Corp., 616 F. Supp. 1456 (D.N.J. 1985)

ている判例は()被告がインターネットにより積極的に事業を行っている場合、()利用者が情報をホストコンピュータと交換することが可能な場合、()利用者に対して単に情報もしくは広告を提供するだけの受動的なサイトに関する場合、3つに分類できる。…本事件は第3のカテゴリーに入る。被告 Jolly Diodoro Hotel 社はビジネスの一手段としてではなく広告として、インターネット上でホテルに関する情報を置いた。最近の2つの事件では、裁判所はインターネットに受動的な関係しかもたない被告に対する管轄行使を拒否した。Smith 事件⁶⁶では、被告がインターネットサイトを通じてアーカンソー州の住民と何ら商品・サービスの売買契約を締結しなかったことを理由に、広告だけでは法廷地州との関連性が十分であるとはいえないとした。また、Hearst 事件⁶⁷において、インターネット上での広告サービスは、全国に出回る雑誌で広告をするのと同様であり、ニューヨーク州法に基づけば、そのような広告は人的管轄権を行使するのに十分な関連性があるとはいえないとした。当裁判所は、Hearst 事件の判断と同意見であり、全国に出回る刊行物における広告は、法廷地州と『継続的かつ実質的』な関連性を構成しない。さらに、インターネット上での広告を行うことは、特定の法廷地州での(またはそれに向けた)purposeful availment の行為と同様ではない。単にインターネット上でサービスあるいは商品の広告を行った被告に人的管轄権を行使することは不当であり、International Shoe 事件判決およびその後の判例によって打ち立てられたルールを無視することになる」とした。

原告による移送請求に関しては、「被告には Migdal Maison N.V.社という NY 市でホテルを経営する子会社がある。しかし、判例によれば、子会社の保有だけでは、親会社に対する人的管轄権の十分な理由にならない。子会社が当該契約において何らかの役割を果たしたり、子会社が親会社の身代わりである必要がある。本件において、その点は不明確である。しかし、ここで却下すると出訴期限により原告の再訴を妨げることになるので、本件はニューヨーク南部地区地方裁判所に移送する方が正義に適う」とした。

この判決は、Zippo 事件と同じ枠組みで議論し、ウェブサイトのみを管轄の根拠とすることができないという判断を示している。ただし、本件ではウェブサイト外の GTC 社との契約関係による関連性が問題となっており、ウェブサイトについては、原告はそれを見てイタリア旅行に行ったわけではなかった事例である⁶⁸。

⁶⁶ Smith v. Hobby Lobby Stores, Inc., 968 F. Supp. 1356 (W.D.Ark. 1997)

⁶⁷ Hearst Corp. v. Goldberger, 1997 U.S. Dist. LEXIS 2065, 1997 WL 97097, at*1 (S.D.N.Y. Feb. 27, 1997)

⁶⁸ 原告は、ウェブサイトを見たゆえに負傷したわけではないので、本件では、ウェブサイトについて普通管轄を主張し、そのためウェブサイトによる法廷地での活動が継続的かつ組織的であることを立証する必要があった(普通管轄、特別管轄については注39参照)。この点で、この判決の判断を一般化することはできないと思われる。

(3) ヨーロッパにおける裁判管轄

a. イギリスの伝統的な考え方

イギリスでは、伝統的に知的財産権の属地的効力を厳格に考えてきたといわれる。例えば、Dicey and Morris は、「イギリスの特許、商標または著作権は、イギリス国外での行為によって侵害されえない。このため、イギリスでは、イギリスの特許権などがフランスで侵害されたことを理由とする訴訟は提起できない。また、フランスの特許権などの権利者は、フランスにおける侵害を理由にイギリスで訴訟することもできない。フランスの特許権などは機能において属地的であり、仮にその行為がイギリスで起きた場合、それがイギリスで訴訟を起こせる（actionable）ものではないからである」⁶⁹と述べている。

このような考え方によれば、特許権などの知的財産権に関する訴訟は、その属地性から、当該権利を付与した国しか審理できないことになる⁷⁰。この趣旨を述べた判決として Conan Doyle 事件の判決がある。

< Tyburn Productions Ltd. v. Conan Doyle 事件の高等法院大法官部（Chancery Division）の判決（1990年2月2日） >⁷¹

【事案】 イギリスの映画・テレビ製作会社である原告 Tyburn 社（イギリス法人）は、Conan Doyle のシャーロック・ホームズとワトソン博士の物語を映画化した。アメリカ合衆国における映画の配給者は、Conan Doyle の娘である被告 Bromet から、アメリカにおける著作権の侵害であると主張され、被告 Bromet がその映画に関して有している何らかの権利を行使しない対価として、多額の金銭を支払うことで合意した（なお、Conan Doyle は1930年に死亡し、イギリスにおける彼の著作権は1980年に消滅している）。しかし、原告 Tyburn 社がシャーロック・ホームズとワトソン博士の物語の第2作目の制作に際し、原告は、被告 Bromet が再び前回と同様の主張をする可能性があるとして、本件消極的確認訴訟を提起した。原告は、「Bromet は、アメリカ合衆国の著作権、不正競争法、商標法上、シャーロック・ホームズとワトソン博士というキャラクターに関して何ら権利を有さない」との宣言、および被告 Bromet が第三者に対してそのような映画あるいはプログラムのアメリカ合衆国での配給を妨害する権利を有すると主張することの差止命令を申立てた。

【判旨】 管轄を否定し、原告の申立を却下した。

「イギリスの法廷には、外国の土地に関する権利の所在や権利の侵害に対する賠償について

⁶⁹ Dicey and Morris, *The Conflicts of Laws*, Sweet & Maxwell, 12th, 1993, p.1516

⁷⁰ この考え方によれば、外国における行為についてイギリス特許法を適用することも原則としてできないように思われる。

⁷¹ 3 W.L.R.167 (Ch.1990)

の紛争を審理する管轄はないというルール (Mocambique ルール) は、外国の知的財産権法から生じる権利の有効性やその権利の侵害に関する紛争にも適用される。...外国の特許権、著作権、商標権などの知的財産権に関する紛争は local nature のものであり、その管轄は当該権利を付与した国の裁判所に専属的 (exclusively) に帰属する」。その理由として、「知的財産権はその国の土地と同様国家の創造物であり、外国の知的財産権の付与は、当該国の主権の行使として行われている (Potter v. Broken Hill(1906)⁷²) こと、double actionability の法理からも管轄を否定されること、被告が原告に対し権利主張をする蓋然性が高くないため、原告の訴えを認めるのは適切ではないこと、イギリスで裁判を行ってもその判決の効力がアメリカで承認されるか不明であり、そのなかでアメリカ法の調査を要する外国知的財産権に関する複雑な訴訟をイギリスの法廷が扱うのは適当でないこと」を挙げている。

本判決は、外国の知的財産権に関する訴訟の管轄を否定するに当たり、Mocambique ルール⁷³ (外国の土地に関する事件の管轄を否定した 1891 年の判例法理) が知的財産権にも適用されるとのオーストラリアの 1906 年の判例 (Potter v Broken Hill 判決) および、double actionability の法理⁷⁴という、伝統的な法理を適用している。この点、この判決には「知的財産権を不動産と同一視すること自体に説得的な理由はない」⁷⁵とか「知的財産権を一律に

⁷² Potter v. The Broken Hill, 3 CLR 479 (1906), VLR 612 (1905) (オーストラリアの判例)

⁷³ この他、TrittonやJoorisは、Mocambiqueルールは、1982年のCivil Jurisdiction and Judgement Act 第30条(1)により権利の所在 (title) が主な争点 (principally concerned) になっていない限り、管轄をもちうるように変更されていると指摘している (Tritton, G., Jurisdiction and Intellectual Property (Intellectual Property in Europe), London Sweet & Maxwell, 1996, p.766、Jooris, E., "Infringement of Foreign Copyright and the Jurisdiction of English Courts", 3 E.I.P.R., 1996, p.143)。

Dicey and Morris, The Conflicts of Laws, Sweet & Maxwell, 12th, 1993も、double actionability の法理について述べた箇所ではこの判決に触れているが、Mocambiqueルールの箇所では触れていない。

⁷⁴ double actionabilityの法理とは、外国での不法行為についてイギリスで訴えることができる (actionable) のは、その行為がイギリスで行われたと仮定した場合にイギリス法上、不法で actionable であること、その行為が当該外国法によっても不法であり actionable であること、の2条件いずれも満たす必要があるというものである。そして、上記のDicey and Morrisの記述は、外国での侵害行為がイギリスで行われたと仮定すると、属地的効力により、外国の知的財産権の侵害となりえないから、上記の条件を満たすことができないという。なお、イギリスでは既に1995年の法改正により、この法理は廃止されている (Private International Law (Miscellaneous Provisions) Bill, HL Bill 6, 51/3)。

⁷⁵ Moufang, R., "Adjudicating Infringement Suits Relating to Foreign Patents-A Europe Perspective-", Max Planck International Patent, Copyright and Competition Law, Munich, 1997, p.111

論じるのは適当でない」という批判がある⁷⁶。そうした観点から、この判決は外国特許法に関する知識の不足やイギリスでの判決が当該外国での承認・執行が否定される可能性から、イギリスの法廷がそのような事件を扱うのは不適切 (inappropriate) との判断により、forum non conveniens の法理を適用し、裁量により管轄を否定したものと解すべきとの指摘もある⁷⁷。

b. ブラッセル・ルガノ条約における特許侵害訴訟の管轄についての判例

(a) ブラッセル・ルガノ条約の規定

ヨーロッパでは、国際裁判管轄に関する条約 (ブラッセル・ルガノ条約)⁷⁸が存在し、締約国 (EU 加盟国 + EFTA 加盟国) はこれに拘束される。ただし、同条約は、締約国相互の管轄の配分を定めるものであり、締約国と非締約国とのかかわりについての管轄は各国の国内法に委ねられている。

同条約は第 2 条で「締約国内に住所がある者に対しては、その国籍を問わず、その住所地で訴訟を提起することができる」と定めるとともに、第 3 条で「締約国に住所地がある者が、住所地以外の国で訴えられるのは、第 2 章以下の規定に基づく場合に限られる」と定めている。特許侵害訴訟において被告の住所地以外の根拠としては、不法行為の場合の不法行為地管轄 (5 条(3))⁷⁹、共同被告の併合管轄 (6 条(1))⁸⁰などが問題となる⁸¹。

ところで、第 16 条(4)は「居住地の如何にかかわらず、特許・商標・意匠その他これに類する登録を要件とする権利の登録および権利の有効性に関する事件については、当該権利が出願され、権利を付与した国または条約により権利を付与したとみなされる国が専属管轄を

⁷⁶ Fentiman, R., "Conflicts of Law", Multimedia and the Internet Global Challenge for Law, 1996, p.14

⁷⁷ Fentiman前掲論文 (注76)、15頁。

⁷⁸ EU加盟国で締結されているのが、ブラッセル条約 (Brussels Convention on jurisdiction and the enforcement of judgements in civil and commercial matters) であり、これとほぼ同内容で、EFTA加盟国まで拡大したのがルガノ条約 (Lugano Convention on jurisdiction and the enforcement of judgements in civil and commercial matters) である。前者の締約国は、EU加盟国の15カ国、後者はそれに加えてEFTA加盟国のノルウェー、スイス、アイスランドである。ここでは、ブラッセル・ルガノ条約として引用する。

⁷⁹ 第5条(3)は、「締約国に住所地をもつ者は、不法行為に関する事件に関し不法行為地 (harmful event occurred) でも被告とされうる」と定める。

⁸⁰ 第6条(1)は、「締約国に住所地をもつ者は、共同被告のうちの一の者の住所地においても被告とされうる」と定める。

⁸¹ Bertrams, H., "The Cross-Border Prohibitory Injunction in Dutch Patent Law", IIC, Vol. 26,

もつ」と規定している。特許無効確認訴訟が同条の「特許の有効性に関する訴訟」に該当することに異論はないが、特許侵害訴訟が該当するかを検討する必要がある。もし、該当するならば各国が、外国特許の侵害訴訟について管轄をもてない。この点に関しては、イギリスの判例とオランダの判例とで解釈が分かれている。

条約の起草者は、同条約第 19 条が「第 16 条により他国の裁判所の専属管轄に属する問題に主として関連する (principally concerned) 事項が提起された場合」に職権により管轄不存在を宣言する義務を定めていることから、「先決的 (preliminary) または付随的 (incidentally) に提起される場合」には、第 16 条(4)の対象外と考えていたようである (ブラッセル条約の公式報告書である Jenard 報告書)⁸²。特許が無効であるとの抗弁は先決的な問題だとすれば、オランダの判例のように、無効の抗弁があっても専属管轄にはならない。しかし、「特許が有効か無効かは侵害訴訟の帰趨に直結することから、付随的な問題とは言い難い」と考え⁸³、特許の効力が争われれば侵害訴訟も専属管轄となるとの議論もありえよう。後述のイギリスの Fort Doghe 事件判決はこの立場に立っている。

(b) イギリスにおける判例

Conan Doyle 事件は、ブラッセル・ルガノ条約との関係について触れていなかった。その後、特許権を巡る紛争の管轄に関するいくつかの判決例が出ている。そのうち、ブラッセル・ルガノ条約が適用されるヨーロッパ域内の 2 つの事件を紹介する。

< Molnlycke AB v. Procter & Gamble Ltd. 事件の控訴院民事部 (Court of Appeal (Civil Division)) の判決 (1991 年 6 月 27 日) >⁸⁴

【事案】 原告 Molnlycke 社 (スウェーデン法人) は使い捨ておむつに関するイギリスの特許権を有していた。原告 Molnlycke 社は、被告に対して、特許侵害訴訟を提起した。被告は、Procter & Gamble Co.社 (アメリカ合衆国法人)、そのイギリスの子会社である Procter & Gamble Ltd 社 (イギリス法人)、ドイツの子会社である Procter & Gamble GmbH 社 (ドイツ法人) である。

No.5, 1995, p.624

⁸² Jenard, P., Report on the Convention on jurisdiction and the enforcement of judgements in civil and commercial matters (Signed at Brussels, 27 September 1968), Official Journal of the European Communities No.C 59/1, 1979

なお、Tritton, G., Jurisdiction and Intellectual Property (Intellectual Property in Europe), London Sweet & Maxwell, 1996, p.757参照。

⁸³ Tritton前掲論文 (注82)、757頁

⁸⁴ 1 W.L.R. 1112 (C.A.1991)

すなわち、原告は、被告 Procter & Gamble Ltd 社に対しては、ドイツの子会社の工場で製造したおむつを「パンパース」の名称でイギリスの市場に出回らせていたこと、アメリカ合衆国の親会社に対しては、イギリスの子会社と共通かつ一致したデザイン (common and concerted design) で製造を行い不法行為に加担したこと、を主張した。また、ドイツの子会社に対しては、共同被告として追加する旨を申立てた。これに対して被告は、原告の特許侵害を否定するとともに、ドイツの子会社を共同被告として追加する原告の申立は専らディスカバリーを得るためであって、不適切であると主張した。

一審では、被告の主張を退け、ドイツの子会社を共同被告として認めた。

【判旨】 被告の主張を退けて、控訴を棄却した。

「本件は論争するに値する事件 (good arguable case) であるということを原告は十分に証明しており、ディスカバリーを得るためにドイツの子会社を共同被告とする要求も、訴訟手続上の濫用とはいえない。ブラッセル条約第 5 条(3)の趣旨にも反せず、共同被告として認める。…複数の不法行為者によって特許を侵害された場合、原告は誰を訴えるかを選択でき、必ずしも全員を訴える必要はない。他方被告は、原告に対して誰に訴訟提起すべきか指示することはできない。また原告は、侵害を証明することができれば、被告全員に対する判断を求めることもできる」とした。

そして、「ブラッセル条約第 5 条 3 項は不法行為地にも管轄があることを定めたものであるが、不法行為地とは害をもたらし出来事が起きた場所という意味である。特許侵害は第 5 条 3 項の意味での不法行為に相当することは疑いがない。また同時に、侵害の原因が、原告が主張するようにイギリスの市場へおむつを出回らせた行為だということも疑いがない。したがって、原因行為地はイギリスである。…当該特許侵害訴訟は、第 16 条 4 項の『特許その他これに類する登録を要件とする権利の付与および有効性に関する事件』ではなく、したがって専属管轄ではない。…イギリスの特許の性質から、イギリス特許の侵害事件はイギリスの裁判所のみに係属されるものであり、イギリスの裁判所は、イギリスにおける侵害に対してのみ判決を下す。ドイツの裁判所はドイツの対応特許の侵害事件を取り扱うことはできるが、イギリス特許の侵害に関する訴えに対して取り扱うことはできないし、逆にイギリスの裁判所もドイツの特許侵害に関する訴えを取り扱うことはできない。1977 年法によって具体化されたように、イギリスの裁判所による適用法はイギリス国内法の問題となる」とした。

この判決は、外国特許に関する事件を扱うことの適切さ (Fentiman のいう appropriateness の問題) の観点から、Conan Doyle 事件同様、外国特許の侵害訴訟の管轄を否定している⁸⁵。もっとも、判決は、本件はブラッセル・ルガノ条約 16 条(4)の専属管轄の範囲外であると述べるとともに、外国における行為がイギリス特許侵害となりうるとする。先に挙げた属地主義に対するイギリス特有の伝統的な厳格な理論とはやや異なった考え方を示しているよう

⁸⁵ 同趣旨を述べた判例として、Plastus Kreativ AB v. Minnesota Mining and Manufacturing Co., R.P.C.438 (Ch.1994)、Chiron Corp. v. Organon Teknika Ltd., FSR 325 (Ch. 1994)がある。

に思われる。

その後、イギリスの控訴院 (Court of Appeal) は、Fort Dodge 事件に関し、第 16 条(4) の解釈をヨーロッパ司法裁判所 (European Court of Justice) への照会 (reference) に付している⁸⁶。この事件では、オランダでイギリスの特許侵害訴訟を起こされた Fort Dodge が対抗措置として、イギリスの裁判所に「Akzo 社のオランダにおける訴訟行為の差止め」を求めた。このため、ブラッセル・ルガノ条約第 16 条(4)についてのイギリスの裁判所の解釈とオランダの裁判所の解釈が問われることになった。

< Fort Dodge Animal Health Limited v Akzo Nobel NV.事件の控訴院民事部 (Court of Appeal (Civil Division)) の判決 (1997 年 10 月 27 日) >⁸⁷

【事案】 被告 Akzo 社 (オランダ法人) は、canine parvovirus による犬の疫病を防ぐために使用するワクチンおよびその予防手段に関するオランダとイギリスの特許を有しており、そのオランダの子会社はライセンスを得て、当該ワクチンの販売をしていた。原告 Fort Doghe 社 (イギリス法人) 等は、アメリカン・ホーム・プロダクツグループの系列会社であり、canine parvovirus ワクチンの販売を行なっている。これらの系列会社は、イギリス、オランダ、オーストラリアに本拠を有している。

1997 年 4 月、被告 Akzo 社はオランダとイギリスの特許への侵害行為の申立てに対する終局的救済策を求め、オランダで訴訟を開始した。その手続において、イギリスの会社に対しては、イギリスでの販売により被告 Akzo 社のイギリス特許を侵害したこと、オーストラリアの会社に対しては、イギリス・オランダの会社に対してそれぞれの国で販売するための製品を出荷したことにより、両国の特許を侵害したこと、オランダの会社に対しては、オランダでの販売により被告のオランダ特許を侵害したこと、を主張した。

被告 Akzo 社のオランダでの訴訟提起に対して、1997 年 9 月、原告らはイギリスで特許無効確認訴訟を提起した。同時に被告 Akzo 社がこれ以上オランダで訴訟継続しないよう差止命令を求めた。原告 Fort Dodge 社は、イギリスの特許を侵害したかどうかを決定するのはイギリスの裁判所だけであり、イギリス特許侵害を理由に、イギリスに居住する原告に対してオランダで訴訟継続することは差止められるべきであると主張し、これに対し Akzo 社は、イギリスに居住している原告がイギリスの特許を侵害したかどうかの問題を含め、問題を決定する管轄はオランダにもあると主張した。さらに、イギリスの裁判所は、オランダの訴訟を差止める権限を有さないし、オランダの裁判所が管轄を有するかどうかの判断はオランダの裁判所に権限があると主張した。

第 1 審の裁判所は、同裁判所にはヨーロッパ司法裁判所 (ECJ) に照会する権限はないこ

⁸⁶ ブラッセル条約では、各国の裁判所は同条約の解釈について必要がある場合には、ヨーロッパ司法裁判所に照会することができる (1971年議定書第2条・第3条)。

⁸⁷ F.S.R. 222 (1998)

とを指摘したうえで、原告の請求を棄却した。

【判旨】原告の控訴を棄却したが、ブラッセル条約の解釈についてヨーロッパ司法裁判所（ECJ）に照会をおこなった。

「一般論として特許権者は、被告の住所地（ブラッセル条約第2条）や侵害地（第5条）において特許侵害訴訟を提起することができる。また、被告が複数存在する場合には、判決の矛盾を避ける手段として有用であることを条件に、いずれかの被告の住所地に管轄を認める（第6条）。…しかし、イギリス特許とオランダ特許は、別のものであり、それぞれに対する侵害について合一的解決の必要性はない」とした。また、「特許の侵害訴訟であっても、被告からその効力について *bona fide challenge* があった場合には、『権利の有効性に関する事件』として専属管轄になる（第16条(4)）ため、権利付与国以外の国の裁判所は、特許の有効性について判断できない。無効な特許に対する侵害はない以上、当事者が当該特許の有効性を争っている場合には、効力について判断することなしに侵害の有無も判断できない。…本件では、原告らがイギリスの裁判所に特許無効訴訟を起こしているので、オランダの裁判所は Akzo 社の提起した特許侵害訴訟のうちイギリス特許にかかわる部分については、イギリスの専属管轄として、第19条を根拠に管轄がない旨を宣言すべきであった」とした。

そして、「同条約の解釈として、イギリスの裁判所が第16条(4)によりイギリス特許侵害訴訟について管轄を有するならば、被告がオランダでの審理を請求するのは第24条に基づき不当であるとの原告の主張は、正当のように思える。しかしながら、そのような解釈は明白（*acte clair*）とはいえない。このため、ブラッセル・ルガノ条約の解釈をヨーロッパ司法裁判所に照会する」とした。

この判決では、一般論として侵害訴訟は第16条(4)の専属管轄の対象外としつつ、被告が当該特許権の有効性を争っている（*a bona fide challenge* がある）場合には、専属管轄になると判示している⁸⁸。その理由として、無効な特許に対する侵害はありえない以上、当該特許の有効性を判断せずに侵害の有無を判断することができないことを挙げている。ここに、特許の有効性については、権利付与国が判断すべきという考え方が示されているといえよう。また、判決では、ほぼ同内容の特許の侵害に関して、イギリス特許に関するイギリスの裁判所の判断とオランダ特許の侵害に関するオランダの裁判所の判断が異なっても、それぞれは異なる権利である以上、特に支障はないとの判断を示し、複数の国の特許侵害について一つの法廷地で訴訟をすることに対し、重きをおいていない。

⁸⁸ これに対して、Stauder, D., “Cross-Border Protection of Europe Patents”, IIC, Vol. 29, No. 5, 1998, p.500は、特許無効の抗弁が自動的に外国特許侵害訴訟の管轄否定につながるのであれば、事実上、管轄を否定しているのと等しいと指摘している。

(c) オランダにおける判例

オランダでは、ヨーロッパ各国で類似の特許をもっている者が原告になり、複数国の特許の侵害について、オランダに住所地がない者をも被告とする侵害訴訟を通常の訴訟手続ではなく、kort geding⁸⁹という仮処分として提起されることが多い。その場合に、オランダの判例は、オランダ以外の国の特許の侵害訴訟について管轄を認める傾向がある。

オランダにおける特許の侵害訴訟において、kort geding が利用されることが多いのは、Bertrams によれば、kort geding が「本案手続と同様な機能を (quasi principal proceeding) もち、しかも、より迅速、効率的、安価」であるためだという⁹⁰。

オランダの裁判所は、このような場合、被告の外国における行為の差止め (国境を越える差止め) を認めるが、その理由は、

「法の規定、義務のタイプあるいは契約によって別に解される場合を除き、他の人に何かを引渡したり、ある行為をすることあるいはしないことの義務がある者に対しては、権利者からの申立によって裁判所がその義務を果すことを命令することができる。一般論として、その法的義務がオランダ以外で履行されるべきものであるとか、外国法に基づいているとしても、(オランダの裁判所が) そのような命令を下す根拠を否定する理由とはならない。」

「クロスボーダーな接触が増え続けている時代において、知的財産権侵害、複数国における不正競争、クロスボーダーの環境汚染などクロスボーダーの性質を有する不法行為によって、オランダの原告の権利が侵害されたときに、制限的な解釈をすることによって、問題となっている国それぞれの裁判所にそれぞれ訴訟を提起することを強いられるという、実務上望ましくない結果をもたらすことを法は支持しない」。

と説明されている (Interlas v. Lincoln 事件の最高裁判決)⁹¹。このような考え方の下、オランダの裁判所は外国の知的財産権の侵害訴訟の管轄を認める。代表的な判例に ARS 事件判決がある。

⁸⁹ kort geding (早期裁判) は、わが国の民事保全手続に相当する保全手続である。

⁹⁰ この仮処分手続は、その開始後一定期間内に本案手続を申立てる義務はなく、大部分の事件が kort geding の段階で終了している。救済手段については、侵害行為の差止め (違反への制裁金付き) のほか、侵害製品の没収、顧客リストの特許権者への提出、仮処分命令内容の公表などが認められていると指摘する (Bertrams, H., "The Cross-Border Prohibitory Injunction in Dutch Patent Law", IIC, Vol. 26, No.5, 1995, p.626)。

⁹¹ Bertrams前掲論文 (注90)、619頁。ただし、この事件 (1992 NJ, No. 404 (1989)) 自体は、商標権侵害の事件である。

【事案】原告ARS社はリンパ胞を刺激するホルモン（FSH）を生成するためのDNA組換え技術の応用に関し、ヨーロッパ特許制度⁹³によりイギリス、オランダ、ドイツ、フランス等10カ国の特許を有していた。被告Organon社（オランダ法人）は、イギリス、オランダ、フランス等において、rFSHを使用した臨床実験を行っていた。原告ARS社は、被告Organon社の製品（Org.32489）製造、および原告のヨーロッパ特許が認められている国における実験目的でのOrg.32489の利用などの行為が原告の特許侵害に当たるとして、被告Organon社などの方法の特許の使用、特許侵害製品の製造、利用、運搬などの差止命令及び特許侵害行為に対する損害賠償をkort gedingとして求めた。また、臨床実験を行っていた病院、研究室、他の調査センターの名前・住所リストの提出、侵害製品（Org.32489）の破壊を要求した。これに対し被告Organon社などは、オランダ法（ROW第30条3項）に基づき原告の特許の対象となる製品であっても、実験目的であれば例外的に利用可能であると抗弁した。

原審では、被告は原告の特許の有効性を争った。原審は、特許期日以前に当該特許に関する論文が「DNA」誌に発表されていたため、原告特許が無効とされる蓋然性が高いとし、原告の請求を認めなかった。

【判旨】原告の特許が無効とされる蓋然性は低い（negligible）と判断し、ヨーロッパ諸国における原告の特許侵害製品の製造および実験行為に対して差止命令を認めた。実験目的の特許使用は例外的に認められるため、特許侵害とはならないとの被告の抗弁に対しては、「オランダ法に関して、1992年12月18日に最高裁判所は、オランダ特許法第30条（3）には、実験目的のための使用に関する例外規定が含まれるとし、『この規定は限定解釈しなければならない。そのため、特許内容の実験目的でなされる行為は、一般的に特許侵害を構成するが、仮にその実験目的が正当化された場合は例外的に認められる。臨床実験を行った者が、その臨床実験が単に学究的な性質を有するにすぎないとか、例えば技術的改良であるというように、特許法の目的から反しないことを証明した場合に限り、この例外は問題となる』とした。このような最高裁判所が挙げた目的の例としては、発明が実質的に実用可能なものであったか、あるいは改良点があったかどうかに関する調査が指摘される。しかし、本件では、被告Organon社のオランダにおける臨床実験は、...上述のような実験的利用による適用免除に関する最高裁判所判決の判断基準には合致しない。...特許製品の利用に関するオランダ法の例外規定に相当するヨーロッパ共同体条約の同様の規定があること、ヨーロッパ特許条約加盟国の締約国は自国の立法と

⁹² 1995 GRUR Int. 253 本事件は1995年6月23日に最高裁判所判決が出ているが、国境を越える差止命令に関する問題については、上訴の対象となっていない（IIC, Vol. 29, No. 6, 1998, p.702）。

⁹³ European Patent No. 211,894 <出願日 1985年1月30日、発効日 1993年3月24日>

ヨーロッパ特許制度は、単一の特許付与手続により、ヨーロッパ特許機構（EPC）が出願の受付、審査、を行い、ヨーロッパ特許の付与を行うものである。ヨーロッパ特許といっても、単一の権利ではなく、各国の国内特許の束（bundle of national patent）と考えられている。つまり、ヨーロッパ特許を得た者には、各締約国において、当該国の国内特許と同じ内容の権利が与えられる。そして、その侵害の有無などはそれぞれの国内法の問題として処理されることになる。

条約規定とを一致させる義務を負うことから、先に掲げた国内法の中にはオランダ法(ROW30条3項)に相当する規定が含まれる。したがって、被告 Organon 社の行為は、これらの加盟国においても認められる実験ではない。原告の提出した意見書によれば、ドイツ、イギリス、フランスで妥当し、スウェーデンとスイスでは、臨床実験による使用は特許権者の同意なしには許されない。…他国でもこれと異なる法解釈がなされるとは推測し難く、…特許法には国際的性質があること、および特許の国際的調和の流れ、さらにヨーロッパにおける特許訴訟の標準化への動きを鑑みると、もはや条約締約国は各国によって法も法理も異なるとは主張できない。…以上、検討してきたように、ハーグ地方裁判所判決を支持することはできない。ヨーロッパ特許侵害に対する差止命令は、オランダだけでなく、そのヨーロッパ特許が効力を有する全ての国で認められなければならない。このような主張は略式手続によって外国において強制不可能であろうということを理由に妨げられるものではない。被告の行為は、ヨーロッパ特許が効力を有する全ての国において、原告 ARS 社の特許侵害となるだけでなく、その国においても禁止することができる」とした。

この事件における被告 Organon 社に対する管轄の根拠は、住所地がオランダであること(2条)であり、共同被告である Organon 社の兄弟会社(ベルギー・ドイツ・フランス・オーストリア・スウェーデンに所在)に対する管轄の根拠は、第6条(1)であると指摘されている⁹⁴。

オランダの判例には、不法行為地管轄を定める第5条(3)を根拠に、外国特許侵害についての管轄を認めた判例もあるとの指摘がある⁹⁵。

このように、オランダの判例は、第6条(1)や第5条(3)を根拠に、複数の国の特許が問題になっている事件を一緒に審理することを認める。

この点につき、多くの論者はその利点があることを認めつつ⁹⁶、現在のオランダの判例は行き過ぎであると批判的である。とりわけ、国境を越える差止めを認める点は批判が強い。

⁹⁴ Bertrams, H., "The Cross-Border Prohibitory Injunction in Dutch Patent Law", IIC, Vol. 26, No.5, 1995, p.624 なお、共同被告のなかには、締約国以外の国の者も存在し、その者に対してはブラッセル・ルガノ条約第6条(1)と同趣旨のオランダ民事訴訟法第126条(7)が根拠とされる。その意味で、オランダの判例はブラッセル・ルガノ条約の枠を超えて差止めを認めている。

⁹⁵ Chiron v. Evans事件(ハーグ地方裁判所1997年5月14日判決)。その論理は、オランダ国外の者のオランダでの行為がオランダ特許を侵害していると同時に、同じ被告がオランダ国外で外国特許を侵害したというものである。ただし、ハーグ特許控訴裁判所のBrinkof長官は、この問題を否定的に解していたという(Gielen, C., "Litigation Patents in the Netherlands: Procedure and Cross-Border Effects; where do we stand?" Patent World, Dec 1997 / Jan 1998, p.32の指摘による)。なお、同論文ではオランダの判例につき詳細に紹介・検討している。

⁹⁶ Bertrams前掲論文(注94)、632頁、は、1人の者が複数の国の特許を同時に侵害した場合、それぞれの国で訴訟を提起しなければならないのは煩瑣であるし、1つの法廷地で裁判すれば、紛争を早く、効率的に解決できるメリットがあることは確かであるという。

ブラッセル・ルガノ条約の解釈として、第6条(1)や第5条(3)を根拠にオランダ国外で生じた損害について審理したり、差止めを命じることはできるのかという批判がある。

例えば、第6条(1)に関し、関連性の要件⁹⁷を満たしているかとの指摘⁹⁸である。また、名誉毀損事件における第5条(3)に基づく管轄の範囲に関するヨーロッパ司法裁判所 (ECJ) の Shevill 事件判決⁹⁹との関係がある。この事件は、フランスの新聞社の記事がイギリス人の原告の名誉を毀損し、原告がイギリスの裁判所に訴訟を提起した事件である。ヨーロッパ司法裁判所 (ECJ) は、

「複数の締約国において頒布された新聞記事による名誉毀損事件の場合には、被害者は出版者に対する損害賠償の訴えを、名誉毀損的な出版物の出版者が事業所を有する地の締約国の裁判所に提起することもできる (原因事実地)。そこは名誉毀損により生じた損害の全体の賠償について管轄をもつ。また、出版物が頒布され被害者がその評判に対する侵害を被ったとされる各締約国の裁判所に提起することもできる (結果発生地)。そこは受訴裁判所所属国で生じた損害に関して審理するについてのみ管轄を有する」。

と判示した。

多くの論者は、この判決の論理によれば、オランダの裁判所はオランダ国外で生じた損害について管轄をもたず、国境を越える差止めはできないはずであると指摘する。

ブラッセル・ルガノ条約の解釈に関しては、Shevill 事件との関連とは別に、オランダの判例の立場は法廷地漁り (forum shopping) につながるとか¹⁰⁰、原告にとっては一挙に訴訟することができて便利だとしても、それが被告にとって好ましいかどうかはわからない¹⁰¹ので、

⁹⁷ 第6条(1)を根拠にオランダ国外の者を共同被告とするには、「各被告への請求内容に、判決の矛盾 (irreconcilable judgements) の危険を回避するために併合して審理することが適切な程度の関連性」が要件とされる (ヨーロッパ司法裁判所 (ECJ) の Kalfelis 事件判決 (Athanasios Kalfelis v. Bankhaus Schroder, Munchmeyer, Hengst and Co., ECR 5565 (1988)))。

⁹⁸ O'sullivan, G., "Cross-Border Jurisdiction in Patent Infringement Proceedings in Europe", 12 E.I.P.R., 1996, p.637 前述のように、イギリスの Fort Dodge 事件判決は、対象となる権利が異なる場合、判決の矛盾を回避する必要はないとしている。もっとも、Gielenによれば、オランダの判例 (Amersham v. ICN ハーグ地方裁判所1996年5月25日判決) にはこの趣旨の被告の抗弁を明示的に否定したものがあるといふ (Gielen, C., "Litigation Patents in the Netherlands: Procedure and Cross-Border Effects; where do we stand?" Patent World, Dec 1997 / Jan 1998, p.31)

⁹⁹ Fiona Shevill v. Presse Alliance SA, All ER (EC) 289 (1995) この判決の評釈として、中西康、「出版物による名誉毀損事件の国際裁判管轄に関する欧州裁判所1995年3月7日判決について」、法学論叢 142巻第5・6号、1998年がある。

¹⁰⁰ Bertrams, H., "The Cross-Border Prohibitory Injunction in Dutch Patent Law", IIC, Vol. 26, No.5, 1995, p.634

¹⁰¹ Meibom, W. V. and H. Pitz, "Cross-border Injunctions in International Patent Infringement

オランダの裁判所のような解釈は問題であるとする指摘もある。

仮に条約の解釈上管轄があるとしても、その行使にはより慎重であるべきという批判も多い。例えば Bertrams は、「オランダの判例は、国境を越える差止めが、差止めを受ける国の法の下で可能か、差止命令が承認・執行される可能性はどうかなどにつき十分検討せずに差止命令を発するが、これは行き過ぎである」とし¹⁰²、「法の国際的調和 (harmonization) はある程度進んでいるとしても、ヨーロッパ特許は各国の特許の束にすぎないので、(実体法である)特許法は各国で異なる。(手続法である)民事訴訟法、証拠法はそれ以上に各国で大きく異なる」ことを指摘する。そして、「国境を越える差止めは、極めて例外的な場合に限定されるべき」という^{103 104}。

なお、オランダの判例のような立場をとると、侵害訴訟の被告が、別途、権利付与国で特許無効確認訴訟を提起した場合、外国特許の侵害訴訟を審理している裁判所はどうすべきかという問題が生じる (Fort Dodge 事件では、オランダで侵害訴訟提起後、イギリスで無効訴訟が提起された)。このような場合、侵害訴訟を審理する裁判所は訴訟手続を停止して、無効確認訴訟の決着を待つことができる (義務はない)との意見がある¹⁰⁵。

特許侵害訴訟の専属管轄性を否定した場合、ドイツのように特許庁を被告とする無効訴訟による判決がなければ、特許を無効にすることができず、侵害訴訟においても特許無効の抗

Proceedings”, 8 E.I.P.R., 1997, p.471は、この結果、本来の住所地で訴えられる被告と6条(1)により共同被告として引き込まれた被告との間で不平などが生じるとして批判する。

¹⁰² Bertrams, H., “The Cross-Border Prohibitory Injunction in Dutch Patent Law”, IIC, Vol. 26, No.5, 1995, p.634, pp.631-632

¹⁰³ ARS事件判決のように、各国法の内容を精査することなしに、オランダ法と同一であるとするにも問題がある。

¹⁰⁴ 石黒教授も、「外国著作権侵害についての審理が原則として可能である、との見解が採用されたとしても、...かかるケースにおいて、損害賠償の問題と差止の問題とはジュリスディクション (国際裁判管轄) の決定上、区別して取り扱われるべきである」とし、「両当事者の関連諸行為の重点が明確に法定地国に所在する場合はともかくとして、外国での行為を差止める命令を発生することに対しては、極めて慎重であるべきである」との立場を採っている (石黒一憲、『国際知的財産権 サイバー空間vs.リアルワールド』、NTT出版株式会社、1998年、47-48頁)。

¹⁰⁵ Tritton, G., Jurisdiction and Intellectual Property (Intellectual Property in Europe), London Sweet & Maxwell, 1996, p.752, 759

ブラッセル・ルガノ条約第22条は「関連する訴訟が異なる締約国の裁判所に提起された場合において、いずれの訴訟も第一審に係属しているときは、後に訴えを提起された裁判所は手続を中止することができる」と定めるが、このようなケースでは、オランダの裁判所に先に係属しているからこの規定には当てはまらないが、Trittonは各国の訴訟法の解釈としてそのように考えるべきだという。

弁を認めない法制との関係をどう考えるかという問題も生じる¹⁰⁶。

以上のように、ヨーロッパにおいては、外国特許侵害訴訟の管轄に関しオランダの判例が国境を越えて差止めをしていることに関心が集まっている。これに対して、イギリスの考え方は属地主義を厳格に解し、外国特許侵害訴訟の管轄を狭く解釈するものといえよう¹⁰⁷。Fort Dodge 事件はこうした状況から生じたものである。これに対するヨーロッパ司法裁判所判決の行方が注目される。

¹⁰⁶ 茶園成樹、「外国特許侵害事件の国際裁判管轄」『日本工業所有権法学会年報』、第21号、有斐閣、1998年は、この点を詳しく扱っている。

¹⁰⁷ ドイツの下級審判決（デュセルドルフ地方裁判所1996年1月16日判決）には、オランダの判例と同様、国境を越える差止めを認めるものがある（岩田哲幸、「英国特許侵害事件について ドイツ裁判所に裁判管轄が認められたケース」、AIPPI、42巻5号、1997年）。また、フランスには、国境を越える差止めを認めたオランダの判決の承認・執行を認めた例（パリ控訴裁判所1994年1月28日）があるという（Grynwald, A.（鳥羽みさを訳）、「ヨーロッパにおけるクロスボーダーインジャンクション 国境を越える差止」、AIPPI、第42巻第5号、1997年）。

c. インターネットにおける裁判管轄

ヨーロッパでは、アメリカ合衆国のようにインターネットにおける裁判管轄について判例が数多く出ているわけではない。最近紹介された事例として、イギリスの Mecklermedia 事件がある。ここで問題とされているのは、内国の知的財産権侵害について外国の者を被告とすることができるかについてである。

イギリスでは、属地主義的な考え方から外国特許に関する事件を扱うことには消極的である。しかし、内国特許の侵害に関し外国の者を被告とすることに消極的なわけではない¹⁰⁸。Mecklermedia 事件においても、ドイツの会社のウェブサイトにつき、ブラッセル条約第 5 条(3)に基づき、不法行為地はイギリスであるとして管轄を肯定した。

< Mecklermedia Corporation v. DC Congress GmbH 事件の高等法院大法官部(Chancery Division)の判決 (1997 年 3 月 7 日) >¹⁰⁹

【事案】 親会社である原告 Mecklermedia 社 (アメリカ合衆国法人) は、1993 年からアメリカ合衆国で「Internet World」という雑誌を発刊していた。また、「internet-world.com」および「iworld.com」の 2 つのドメイン名でウェブサイトを開設しており、これらのウェブサイトへアクセスした者は誰でも、「Internet World」の名称が使用されていることが認識可能であった。イギリスの子会社は、1994 年から、イギリスにおいてライセンス契約を締結した企業と共同で、「Internet World and Document Delivery World」等の名称で、trade show を 3 回開催し、宣伝により参加募集を行っていた。この際、「Internet World」の goodwill は全てアメリカ合衆国の親会社である原告 Mecklermedia 社に属する旨の合意がなされていた。また、アメリカ合衆国の親会社のウェブサイトを開覧すれば、trade show および雑誌「Internet World」の宣伝も閲覧することができた。他方、被告 DC Congress GmbH 社 (ドイツ法人) もまた、「Internet World」の名称を使ってドイツにおいて trade show を開催していた。この show を宣伝するため、英語・ドイツ語によるレター、パンフレットを準備し参加が見込まれる者に送付しており、同時に Internet World のドメイン名でウェブサイトも開設していた。原告 Mecklermedia 社は、被告 DC Congress GmbH 社の行為は原告の goodwill を侵害する詐称通用 (passing off) であると主張し訴訟提起した。これに対し被告 DC Congress GmbH 社は、イギリスの裁判所には本事件に関する管轄がないと主張し、さらに、ドイツで登録した被告の「Internet World」の商標権を、原告とライセンス契約を締結したドイツの会社が侵害し

¹⁰⁸ Procter & Gamble 事件では、ドイツの会社に対する管轄につき、同社の行為そのものは国外で行われていても、イギリスの子会社と共同でイギリス特許を侵害している以上、ブラッセル条約第 5 条(3)に基づく不法行為管轄が肯定されるとした。すなわち、特許の属地的効力から、外国での行為は内国特許の侵害にならないという考え方はとっていない。

¹⁰⁹ 3 W.L.R. 479 (Ch. 1997)

たことに対する関連訴訟が先にドイツの裁判所に提起されていたことを理由に、ブラッセル条約第 21 条・22 条に基づき訴訟の中断を求めた。

【判旨】 管轄を肯定し、被告の申立を棄却した。

「当裁判所の管轄を肯定するためには、審理すべき重要な問題 (serious question) の存在が要件となる。本件において、被告の行為が公衆を誤信させ、『Internet World』という原告の goodwill を侵害したことになるかどうかは、その審理すべき重要な問題に当たる。…ブラッセル条約第 2 条は被告の居住地が加盟国内であれば、被告の居住地を法廷地として定めているが、第 5 条(3)では、原告に不法行為地 (the place where harmful event occurred) の裁判所で訴訟提起する選択権を与えている。しかも、イギリスにおける goodwill の侵害 (English tort of passing off) に関しては、原告に対する害悪は、イギリスにおける原告の goodwill およびイギリスにおける原告の名声 (reputation) に与える害悪、すなわち原告が請求するイギリスの財産権に直接効果を与える害悪となるため、不法行為地はイギリスになる」とした。

上記審理すべき重要な問題の判断に際し、裁判所は、商標権の存在、不当表示 (misrepresentation) の行為、損害の発生 の 3 つを必要としている。

「原告は、trade show の実施等により、『Internet World』という言葉について、イギリスの商標権 (extensive goodwill) を取得したといえる」とした。

「次の要素は、被告による不当表示 (misrepresentation) である。被告 DC Congress GmbH 社もまた、『Internet World』の名称を使ってドイツにおいて trade show を開催していた。この show を宣伝するため、英語・ドイツ語によるレター、パンフレットを準備し参加が見込まれる者に送付しており、同時に『internet-world.de』のドメイン名でウェブサイトも開設していた。このような被告 DC Congress GmbH 社の行為は、純粋に国内の事件としてみなすことはできない…イギリスを含め、国際的なビジネスを手がけたものである。イギリスに限って言えば、被告は、ロンドンで配布した原告の『Internet World』 trade show のカタログに掲載された企業や個人の住所や名前をデータベース上に載せた。このことは、被告 DC Congress GmbH 社も認めている。また、trade show のパンフレットに、show への参加が見込まれる者のリストを載せていることから、被告は、意図的に原告 Mecklermedia 社の trade show に関心がある者をねらっていたと思われる」とした。

「被告 DC Congress GmbH 社による『Internet World』の名称の使用によって、原告 Mecklermedia 社の goodwill に損害が発生したとの印象を受けた。通常の人ならば、被告が開催したドイツにおける trade show と原告が開催した trade show の間には、取引上の関係があると感じるであろうから、イギリスにおける原告 Mecklermedia 社の名声 (reputation) のかなりの部分は、被告の手中にあったといえる。…ドイツにおける被告の被告の全ての行為は、…イギリスの管轄内で行われたものではない。しかし、詐称通用 (passing off) に関するイギリス法に関する事件である限りは、管轄外のものとして片づけることはできない。公衆を誤信させることによって goodwill を侵害するような行為は、詐称通用とみなすことができる。外国から詐称通用行為を行ったからといってその責任を免れることはできない」とした。

また、ブラッセル条約第 21 条・22 条に基づき訴訟の中断が認められるかについて、「イギ

リスにおける訴因がイギリスの goodwill 侵害に関するものであるのに対し、ドイツにおける訴因はドイツで登録された商標権侵害に対するものであるため、訴因は異なる。また、ドイツに居住する被告によって訴訟提起された当事者は、単に原告のライセンス契約の相手方にすぎず、イギリスの訴訟手続とドイツの訴訟手続間とで同一当事者の訴訟手続とはならない。したがって、ブラッセル条約第 21 条は、被告申立のようなイギリスの訴訟手続中断に適用されない。...ドイツでの訴訟で被告が勝訴するかどうかはイギリスにおける訴訟手続に影響を与えるものではないため、判決矛盾の危険性はない。ドイツでの訴訟手続が実質的に訴訟上の内部手段であるかは疑問である。ブラッセル条約第 2 条では、被告の居住地であるドイツの裁判所に管轄を認めているが、本条項はドイツにおいて goodwill 侵害について訴訟可能であると認めただけではない。このような状況の下では、イギリスの裁判所がブラッセル条約第 22 条に基づき、訴訟を中断するか管轄を否定するかの裁量権を有するものではない」とした。

この判決は、ドイツ法人である被告の行為により、イギリスで商標侵害による損害が発生したとして、ブラッセル条約第 5 条(3)の不法行為地を根拠に管轄を肯定している。この判決では、被告の行為としては、ウェブサイトによる宣伝のほかに、被告の trade show の宣伝のためのレターやパンフレットの送付も認定されている。受動的なウェブサイトの開設だけで管轄が肯定されるとの考え方はとられていないといっていよいであろう¹¹⁰。

¹¹⁰ Cohen, S., “Jurisdiction Over Cross Border Internet Infringements”, E.I.P.R., 1998, p.297
Gringras, C., The Laws of the Internet, Butterworths, 1997, p.159

(4) 準拠法

国際裁判管轄の問題とは別に「どこの国の法を適用するか」という準拠法の問題がある。国際裁判管轄が各国の国内法によって定められているのと同様、準拠法の決定のルール（国際私法または抵触法と呼ばれる）も各国（法廷地国）がそれぞれの国内法によって定められている。

石黒教授は、「伝統的な見解によれば、国際的な著作権侵害の準拠法は、保護が求められる国の法、一層正確には、侵害地の法（*lex protectionis*）」であると指摘する¹¹¹。また、「（この保護国法主義は）突き詰めれば侵害地法（*the law of the country in whose territory the act of infringement took place*）、すなわち不法行為法（*lex loci delicti*）によるとの一般の国際私法のルールに沿うものであると把握することが出来るとされている。そうなる、一般の不法行為準拠法の決定¹¹²の際と同様、行動地法、結果発生地法のいずれによるか、といった類の問題に突きあたる」¹¹³と指摘している。

このような見解によれば、特許の侵害地の法が準拠法になることになろう。ここでいう侵害地（不法行為地）が、行動地なのか結果発生地なのかという問題については、製品の流通

¹¹¹ 石黒一憲、『国際知的財産権 サイバースペース vs.リアルワールド』、NTT出版株式会社、1998年、35頁

¹¹² 日本では、法例第11条は不法行為地法主義を採用したものとし、行動地と結果発生地が異なる場合に「不法行為地」をどのように理解するかにつき、行動地説と結果発生地説が主張され、後者が「多くの支持を得てきた」が、「行動地か結果発生地のいずれかに画一的に決定することは、多様な不法行為に十分対応することができないという理由から、不法行為の種類に応じて」決定すべきであるとの意見も有力になっている（佐野寛、「法例における不法行為の準拠法」、ジュリスト1143号、1998年、51-52頁）。イギリスにおいては、Private International Law (Miscellaneous Provisions) Act 1995第11条に、不法行為の準拠法は不法行為地法によることが規定された。同条では、財産権侵害（*damage to property*）については、当該財産が存在する場所を不法行為地とする（(b)）ほか、最も関係が深い要素（*most significant elements*）が生じた地を不法行為地とする（(c)）旨定められている。また、第12条では、例外として、種々の事情を総合的に考慮して不法行為地以外の国の法を準拠法とする場合もある旨を定める（Gringras, C., *The Laws of the Internet*, Butterworths, 1997, p.127）。これに対し、アメリカ合衆国では、「関係する州の統治利益（*governmental interest*）の強さを勘案して準拠法を決定する」という方法がとられており（石黒一憲、『現代国際私法 上』、東京大学出版会、1986年、60頁以下、判例として *Babcock v. Jackson*, 12 N.Y. 2d 473 (1963)）、不法行為地の法が適用されるとは必ずしも捉えられていない。1971年の第2次リステイメント（*American Law Institute, Restatement of the Law, Second, Conflicts of Law, Vol.1, 1971*）第145条以下、Burnstein, M. R., “Notes : Conflicts on the Net : Choice of Law in Transnational Cyberspace”, 29 *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, 1996, pp.92-94。

¹¹³ 石黒一憲、『情報通信・知的財産権への国際的視点』、国際書院、1990年、59頁

している地を損害発生地として、その国の法が適用されていると考えてよいだろう¹¹⁴。例えば、本稿で紹介した判例で外国特許侵害について管轄があるかという問題を扱ったオランダのARS事件やイギリスのProcter & Gamble事件などでは、製品の製造や販売などが外国で行われている場合に、当該外国の特許法を適用することを前提としていると思われる¹¹⁵。アメリカ合衆国のHoneywell事件やMars事件も同様である。実際、特許侵害に関し、準拠法が争われた例は極めて少ないように思われる¹¹⁶。

サイバースペース（インターネット）¹¹⁷には現実世界の場所的な概念があてはまらないとの考え方をもとに、「サイバースペースは、物理的で地理的に定義された諸領域を規律する諸法とは極めて異なる諸ルールの体系を要求する」という主張がある¹¹⁸。このような考え方によれば、特許侵害に関して侵害地の法を適用することには必ずしもならないだろう。

このようにサイバースペースには現実世界の場所的な概念があてはまらないことを強調し、新たなルールの必要性を主張する論文のなかには、サイバースペースの自治を示唆し¹¹⁹、

¹¹⁴ 石黒教授は、『国際知的財産権 サイバースペース vs.リアルワールド』、NTT出版株式会社、1998年、63頁で、「（知的財産権の）侵害の実体判断および救済については、基本的に当該権利の属する国ごとに分けて考えざるをえない」と指摘している。

¹¹⁵ これらの判例は、準拠法について言及しているわけではないので、損害発生地の法を準拠法とすると明言しているわけではない。

¹¹⁶ 例えば、多くの判例を紹介しているChisum, D. S., Patents, Vol.6, Matthew & Bender, 1994でも、準拠法が争われた判例は紹介されていない。なお、Itar-Tass Russian News Agency ; Itar-Tass U.S.A., and Fromer & Associates, Inc., Argumenty I Fakty ; Moskowskie Novosti Komsomol-Skaya Pravda ; Union of Journalists of Russia ; Ekho Planety ; Megapolis Express ; Balagan Israeli Comic Magazine ; Moskowsky Komsomolets ; AR Publishing Co., Inc. and Yevgen I. Fromer, v. Russian Kurier, Inc., Oreg Pogrebnoy, 47 U.S.P.Q. 2D (BNA) 1810 (2nd Cir. 1998)は、アメリカ合衆国における著作権侵害事件において、ロシア法を適用している。もっとも、その理由は必ずしも明らかではない。

¹¹⁷ サイバースペースという用語は、コンピュータ・ネットワークを通じ、「空間内とは異なる認識上の世界としてネットワークの参加者たちに共有され、それ自体が1つの社会を構成する」場合のその空間を指す（岩村充、『電子マネー入門』、日経文庫、1996年、11頁）。これに対して、インターネットは複数のコンピュータ・ネットワークが接続されて構成され、地球的規模のネットワークを指す（平野晋・牧野和夫、『[判例]国際インターネット法 サイバースペースにおける法律常識』、プロスパー企画、1998年、300頁）。このため、インターネットによって作り出された世界は、サイバースペースの一部ということができる。

¹¹⁸ Johnson, D. R. and D. Post, Surveying Law and Borders : Law and Borders-The Rise of Law in Cyberspace, 48 Stan. L. Rev. 1367, 1996, p.1383

Burnstein, M. R., "Notes : Conflicts on the Net : Choice of Law in Transnational Cyberspace", 29 Vanderbilt Journal of Transnational Law, 1996, p.75, 81

¹¹⁹ Johnson and Post前掲論文（注118）が「我々はネットワーク（The Net）が自分自身のための有

各国がそれぞれ異なる内容の法をサイバースペースに適用しようとするのが、分権的構造をもつインターネットの発展を阻害すると論じるものも多い¹²⁰。しかし、サイバースペースの自治の主張は、現在の法体系に代わる新たなルールを具体的に提示しているわけではない。

他方、上記のようなサイバースペースにおける新たなルールとして、知的財産権侵害に関し、送信地法 (lex origins) を準拠法とすることを示唆する主張もある¹²¹。送信地法を準拠法とする考え方は、EC委員会のグリーンペーパー¹²²や衛星・ケーブル指令¹²³で採り入れられているという¹²⁴。

しかし、これらの主張への反対も強い¹²⁵。第1に、サイバースペースには現実世界の場所的な概念があてはまらないとして新たなルールを必要とする主張自体への批判である¹²⁶。石黒

効な法的諸問題を発展させ得ると信ずる」と述べる (p.1387) ように、こうした立場はサイバースペースの自治 (self governance) を主張し、政府などの介入を極力否定する傾向がある。この点については、平野晋・牧野和夫、『[判例] 国際インターネット法 サイバースペースにおける法律常識』、プロスパー企画、1998年に詳しい。

¹²⁰ Johnson, D. R. and D. Post, *Surveying Law and Borders : Law and Borders-The Rise of Law in Cyberspace*, 48 *Stan. L. Rev.* 1367, 1996, p. 1367, 1375, 1377

Burnstein, M. R., “Notes : Conflicts on the Net : Choice of Law in Transnational Cyberspace”, 29 *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, 1996, p.75, 81, p.93

¹²¹ Ginsburg, J. C., “Global Use, Territorial Rights, Private International Law, Questions of the Global Information Infrastructure”, organized by WIPO, held in Mexico City, May 22-24, 1995, p.383, 401

Geller, P. E., “Conflicts of Laws in Cyberspace : Rethinking International Copyright”, 44 *Journal of Copyright Society of the U.S.A.*, 1997, p.595-597

¹²² Commission of the European Communities, *Green Paper : Copyright and Related Rights in the Information Society*, COM (95) 382 final (Brussels, 19.5. 1995), p.38

¹²³ Council Directive 93/83 EEC of September 27, 1993, O.J.E.C. L 248/15., art. 1.(2)(b)

¹²⁴ なお、宇宙空間に関しては、宇宙条約第8条 (発射物体に関する管理権、所有権と物体の返還) が「発射された物体の登録国は、その物体が宇宙空間または天体上にある間、その物体およびその乗員に対して管轄および管理の権限を保持する」旨を定める。これを根拠に、アメリカ合衆国では1990年の特許法の改正で「同国が登録国となっている物体で作成、使用、販売された発明は、合衆国国内で作成、使用、販売されたものとみなす」と規定 (105条) し、宇宙空間にも特許法を適用する。

¹²⁵ 石黒教授はGinsburgなどの議論を引用しつつ、詳細な反論を行っている (石黒一憲、『国際知的財産権 サイバースペース vs.リアルワールド』、NTT出版株式会社、1998年、15-53頁)。

Fentiman, R., “Conflicts of Law, Multimedia and the Internet : Global Challenge for Law”, organized by International Federation of Computer Law Associations, *The Computer & Law*, held in Brussels : June 27-28, 1996, p.3, 8, 9, 27も参照。

¹²⁶ 道垣内教授も「名誉毀損やプライバシー侵害については、それがサイバースペースへの書き込みによってなされたとはいっても、損害が生じるのは現実の世界であるから、利益が存在する地であって、そのメッセージ・ボードからの情報が提供されたすべての地が損害発生地であり、その地の法が不法

教授は、

「(このような問題は)、Fentimanが正当に論ずるように、異なる種類のものではなく、(従来とは)程度が異なるものとして把握されるべきである。デジタル世界における諸現象と類似したそれらは、国際的な製造物責任やクロスボーダーな環境汚染事件において、被害者たちが数多くの国々にばらまかれている場合、に見出し得る」こと、

「損害は、サイバースペースではなく、リアルワールドで感じられる(生じる)ということである。換言すれば、詳細は関連する個々の法システムに依存するにせよ、法的手続によって救済される損害は現実の世界において発生するものでなければならない...現実世界とサイバースペースとの区別は、新たな抵触法システムの必要性を説明することに成功していない」こと、

を指摘している¹²⁷。

第2に、送信地法などの提案に対する批判がある。送信国主義について、それは旧時の考え方への逆戻りにすぎない¹²⁸、双方向的なネットワークでは、送信地法主義は確実性をもって適用されえない¹²⁹、送信地主義の前提は、保護の共通レベルの確立が前提で、そうでなければ意図的な侵害者たちはできる限り保護レベルの低い国からの送信を求める結果を招く¹³⁰、送信地国で下された判決の他の諸国での承認・執行の問題が残る¹³¹、などの指摘がある。また、Ginsburgの提案するルール¹³²についても、「送信地法主義に関して提起さ

行為の準拠法となるということになる」としている(道垣内正人、「サイバースペースと国際私法」、ジュリスト1117号、1997年、63頁)。

¹²⁷ 石黒一憲、『国際知的財産権 サイバースペース vs.リアルワールド』、NTT出版株式会社、1998年、26頁

¹²⁸ 石黒前掲書(注127)、36頁

Fentiman, R., "Conflicts of Law, Multimedia and the Internet : Global Challenge for Law", organized by International Federation of Computer Law Associations, The Computer & Law, held in Brussels : June 27-28, 1996, p.9

なお、このような批判があることについては、Ginsburg (Ginsburg, J. C., "Global Use, Territorial Rights, Private International Law, Questions of the Global Information Infrastructure", organized by WIPO, held in Mexico City, May 22-24, 1995, p.386, 396, 401) およびGeller (Geller, P. E., "Conflicts of Laws in Cyberspace : Rethinking International Copyright", 44 Journal of Copyright Society of the U.S.A, 1997, p.595-597) も自認している。

¹²⁹ 石黒前掲書(注127)、36頁

¹³⁰ 石黒前掲書(注127)、37頁。

¹³¹ 石黒前掲書(注127)、37頁

Fentiman前掲論文(注128)、4頁。

¹³² 「法廷地国が、侵害行為あるいは行為が発生した国であるか、被告の居住地国、被告の国籍所在国、または被告の住所がある国であるか、被告が事実上ビジネスの本拠地を維持している国であるならば、...その法廷地法を適用する」としている(Ginsburg, J. C., "Global Use, Territorial Rights, Private

れた諸問題の大多数は、彼女のルールの最初の部分にも残るように思われるし、被告が法廷地国に国籍、住所地、居住地または実効的な事業拠点を有していることが準拠法決定上の十分なネクサスを意味するか否かは個別ケースの事情に依存する」として、これも侵害地法主義に代わりうるものでないとする¹³³。

サイバースペースを流通する情報について、特別な基準を必要としないとする石黒教授、道垣内教授の考え方、新しい準拠法決定の基準を作るべきであるとするGinsberg、Gellerの考え方、サイバースペースの自治を主張するJohnson & Post、Burnsteinの考え方がある。インターネットに代表されるサイバースペースにおける情報の流通は、これまでとは格段に異なった情報の流れを示しているのであり、その点について特段の配慮がなされるべきである。石黒教授は、準拠法の決定について、サイバースペースについての一般的な新しい基準の定立に疑問を呈しているものの、サイバースペースにおける情報の流れについて配慮することまで反対しているとは解釈すべきではないと思われる。の考え方からは、送信地法を準拠法とするなどの提案がなされているが、新しい準拠法決定の基準として共通の理解を提示できていない状況にあるとみてよいであろう。については、全く新しい考え方であり、その解決が自治的に行われるために生じる種々の問題についての検討が必要である。いずれにせよ、サイバースペースは成長途上にあり、サイバースペースに関する法の研究は始まったばかりである。今後の議論の進展に注目する必要がある。

International Law, Questions of the Global Information Infrastructure”, organized by WIPO, held in Mexico City, May 22-24, 1995, p.402)。

¹³³ 石黒一憲、『国際知的財産権 サイバースペース vs.リアルワールド』、NTT出版株式会社、1998年、37-38頁。このほか、同論文では、Gellerの議論について、抵触法革命後の方法論であるファンクショナル・アナリシスによっているようにみえるが、そうであれば「その帰結はおそらく異なるものになるであろう」との批判(28-30頁)、Playmen事件における差止命令につき、「抵触法上の諸問題がアメリカ司法制度の深みにメルトダウンしてしまっ」ており、「かかる域外的な命令が専ら法廷地法に基づいてなされうるか否かを、問うことが許されるべき」との批判(44頁)などがされている。

3. 外国における行為への特許法の適用

(1) 日本における国外の行為への特許法の適用

日本の代表的学説によれば、日本の特許の効力は日本国内に限られるものと考えられている。中山教授は「特許権の効力は、日本国内においてのみ効力を有しており、その効力は外国には及ばない」としている¹³⁴。この考え方によると、日本の特許によって保護されている発明が国外で実施されたとしても、特許の侵害とはならないことになる。この考え方は、直接侵害でも間接侵害でも異なるところはない¹³⁵。このように考えることには理由がないわけではない。日本の特許は、日本の産業政策に基づいて、国内において特許の対象となっている発明に対する排他的な権利を認めるものであるから、国外における行為には特許の効力を及ぼすべきではない、と考えることができるからである¹³⁶。そして、特許の効力が及ぶ物が税関を通過して流通している場合には、輸入のときに、水際で権利行使をすれば、その保護として十分であると考えられる。

しかしながら、特許の効力が及ぶ物が税関を通過しているけれども、通信販売のように少量で輸入される場合は水際で権利行使をすることは困難であるし、そもそも、オンラインで流通するようなコンピュータ・ソフトウェアについては、水際における権利行使は期待できない。また、情報システムが国際的なネットワークを利用して構築されることが可能になったために、国境を越えた特許の実施が行われる場合、水際そのものが存在しないということもできる。

このような状況で、従来の考え方を踏襲すると、特許の対象とされているコンピュータ・ソフトウェアを外国において生産され、日本の個人客に向けて記録媒体に格納されて輸出された場合、特許の対象とされているコンピュータ・ソフトウェアが日本の個人客に対してオンラインで販売された場合、システムの一部が外国において実現されている場合のいずれに関しても、外国で行われている行為には特許の効力が及ばないとしている以上、特許の侵害にならないことになりそうである。

¹³⁴ 中山信弘、『工業所有権法 上 特許法 [第2版]』、弘文堂、1998年、314頁

反対説として、松本直樹、「特許権の効力に関する国際的問題(2)」、特許管理 vol. 43 No.4、1993年、456頁がある。なお、同論文は、特許法の地理的効力の問題のほか、国際裁判管轄、準拠法の問題について日米比較を行っている。

¹³⁵ 中山教授は、間接侵害のところ、外国における間接侵害行為については触れていない。

¹³⁶ 特許を与える要件としての新規性あるいは進歩性について国内における公知、公用を判断の前提と

このような場合に特許の侵害にならないとすると、コンピュータ・ソフトウェアなどの特許の保護が不十分なものとならざるをえない。外国からの輸出が日本への「輸入」であるという解釈論をとっても¹³⁷、外国からのコンピュータ・ソフトウェアの送信を特許の侵害とすることは難しい。特許の対象となっているシステムの一部が外国にある場合でも、国内に存在するシステムを実現するためのコンピュータ・ソフトウェアを記録した媒体やハードウェアがそのシステムを実現するためにのみ使用されるものである場合には、間接侵害（特許法101条）となる可能性があるが、そのためには、少なくとも、国内に専用のシステムの一部が存在することが必要であろう。

そこで、従来の考え方を变えて、外国における行為でもシステムの一部が日本に存在する場合には、外国における行為にも特許の効力が及ぶと考えることができれば、システムの一部が外国に存在する場合でも、特許の侵害が認められることになる。あるいは、日本に向けてられている限りでコンピュータ・ソフトウェアの生産が特許の侵害になると考えれば、特許の存在する日本を被仕向地とするソフトウェアの生産が特許の侵害となるため、そのソフトウェアが媒体に格納されて輸入されても、ソフトウェアがオンラインで移転されても、特許権を行使することはできるであろう。もっとも、この考え方はこれまでの考え方からの飛躍的な転換を迫るものであり、日本の特許の効力を外国へ及ぼすことについての慎重な検討が必要であろう。

(2) アメリカ合衆国における国外の行為への特許法の適用

アメリカ合衆国の特許法第271条(a)¹³⁸は、直接侵害をアメリカ合衆国国内での生産・使用・販売（申出）とアメリカ合衆国への輸入と規定している。しかしながら、判例では、実施行為の一部が国外において行われている場合でも、特許の侵害になることを認めている。

例えば、Decca 事件では、ナビゲーション・システムについて、システムの一部が外国に存在していても、特許の侵害は成立するとしている。

していることはその現れであるということもできる。

¹³⁷ 特許の対象とされている物が外国において生産され、日本の個人客に向けて輸出されている場合には、外国における輸出が日本への「輸入」であるとして、特許の侵害を認める解釈論も不可能ではないと思われる。ただし、このような考え方を採ったとしても、コンピュータ・ソフトウェアをオンラインで日本国内へ送る行為については、コンピュータ・ソフトウェアの送信を物の輸入とすることは難しく、とても特許の侵害とはいえないであろう。

¹³⁸ 前掲注10参照

< Decca Ltd. v. U.S.事件の連邦請求裁判所の判決（1976年7月9日） >¹³⁹

【事案】 原告 Decca 社（イギリス法人）は、双曲的ラジオナビゲーションシステムと特に関係する発明（船や飛行機があらかじめ設置された3ヶ所以上のステーションからシグナルを受信し、それぞれのシグナルの到着時間の差を利用して、自らの位置を確認する発明）についてのアメリカ合衆国の特許を有している。被告アメリカ合衆国政府は、原告の特許と同じような原理で受信者が自らの位置を知るための世界的規模の合衆国政府ナビゲーション・システム（Omega）を運用している。原告 Decca 社は、特許侵害を理由として損害賠償を請求裁判所に求めた。

【判旨】 原告の請求どおり差止命令を認めた。また控訴裁判所への上訴請求も棄却された。

裁判所は、「基本的な事実、原告の請求要素のうちの1つがアメリカ合衆国国外に存在するという点である。つまり集合としての被告の装置は、本国の領域的限界の範囲内のみにあるわけではない。しかし、それがアメリカ合衆国国内で製造されたということは疑いようがない。また、そのシステムはアメリカ合衆国の領域外にステーションを設置する必要があるが、それらには特定のアンテナなどの装置を作る必要がある。さらに、全体的にそのシステムが作動可能になる最終的なステップが踏まれたのはアメリカ合衆国国内であったことは注目すべき点である。したがって、ノルウェーステーションはノルウェーに設置されているが、そのステーションは、アメリカ合衆国国内にあるステーションと同期をとる必要がある。オメガシステム全体は、少なくとも本件のように特許侵害訴訟を目的とする際には、単一体とみなさなければならない。また、その単一体の所在地はアメリカ合衆国領域にあるとみなさなければならない。なぜなら、アメリカ合衆国でそのステーションからの信号を確認し、継続的に監視し、そのようなシステムを設置したという意味で、ノルウェーステーションからの送信はアメリカ合衆国によって管理されているといえるからである。つまり、ノルウェーステーションはノルウェーに存在するが、このステーションから信号を受信する者は、実際そのステーションを『利用』していることになり、そのような使用は信号がどこで受信されようと、クレームの内容を利用したアメリカ合衆国における使用となる」と判示して、損害賠償請求を認めた。

このように、Decca 事件では、システムの一部が外国にある場合でも、アメリカ合衆国の特許法を適用することを認められたけれども、Hughes 事件では、システムの一部が外国にある場合に、アメリカ合衆国特許法の適用を否定している。

< Hughes Aircraft Co. v. U.S. 事件の連邦請求裁判所の判決（1993年8月16日） >¹⁴⁰

【事案】 原告 Hughes Aircraft Company（イギリス法人）は、衛星の回転安定姿勢のコントロール装置に関するアメリカ特許を有していたが、その発明特許のアメリカ合衆国による無権限の利用、あるいはアメリカ合衆国のための衛星の製造もしくは利用に対する賠償を求めて、連邦民事訴

¹³⁹ 544 F.2d 1070 (210 Ct.Cl.546 1976)

¹⁴⁰ 29 Fed.Cl. 197 (Ct.Cl. 1993)

訟規則第 1498 条に基づき、被告アメリカ合衆国政府に対して訴訟を提起した。

【判旨】 請求一部認容。ただし、域外のものに関しては請求棄却。

「仮にアメリカ合衆国政府が実際にアメリカ国内で指示を出し、その指示を STDN システムの利用により衛星に送信していた場合は、アメリカ合衆国国内で『使用』していたと判断する。アメリカ合衆国政府の役割がトラッキングとデータ収集のみを行う機能と、実際に指示を出すような機能とに分けられているのが事実だとすると、特許はアメリカ合衆国国内で使用されているという原告の主張は却下されることになる。問題となっている他の 4 つの『外国』の衛星とは異なり、ARIEL 5 衛星はアメリカ合衆国の管轄下にはないことは注目すべきである。アメリカ合衆国からの直接的なコントロールがないという事実は、アメリカ合衆国との関係も薄いことを示す。さらに重要なことは、いわゆる『自国の管轄』あるいは『マスターステーション』がアメリカ合衆国にはないという事実である。…仮に発明がアメリカ合衆国におけるコントロールポイントを通じてアメリカ合衆国の領域を越える手段となるならば、その特許の『使用』はアメリカ合衆国で生じたとみなされる。Decca 事件では、1 つ以上の国で作用するシステムに特許侵害を申立てられた場合に、第 1498 条を適用する問題に対して判断が下された。Decca 事件は、アメリカ合衆国とノルウェーの 2 ヶ所に設置された世界規模のラジオナビゲーションシステムに関するものであったが、『マスター』ステーションがアメリカ合衆国国内に存在したという理由で、裁判所はそのシステムはアメリカ合衆国の領域内で『使用』されたとした。とにかく、オメガシステム全体は、少なくともここでの特許訴訟の目的からすると、単一のものとみなさなければならないし、その単一体の場所はアメリカ合衆国国内であるとみなさなければならない。…本件は、特許侵害を申立てた原告の装置の『コントロールポイント』あるいは『マスターステーション』は、アメリカ合衆国にはない。…衛星の『コントロールポイント』それ自体はイギリスである。…アメリカ合衆国の国境を越えて生じたアメリカ合衆国政府による何らかの使用という事実は、アメリカ合衆国特許法を適用不可能とし、第 1498 条に基づく責任はない」として、特許法の適用を否定している。

この 2 つの判決からは、システムを管理している場所はどこであるか、ということの特許法の適用の基準にしていると解釈することができるであろう。すなわち、システムを管理している場所がアメリカ合衆国内にあればアメリカ合衆国法の特許法が適用されるが、システムを管理している場所が外国にあれば、アメリカ合衆国の特許法は適用されない、という判断をしていると解釈される。

これに対して、アメリカ合衆国の特許法第 271 条(b)¹⁴¹は、特許の侵害を誘導する行為がアメリカ合衆国特許の侵害であると規定しているが、侵害を誘導する行為の場所については

¹⁴¹ 特許法第271条(b)「特許侵害を誘導する行為を積極的に行った者は、特許侵害者としての責任を負う」

触れていない。判例では、外国における行為でも、アメリカ合衆国へ向けた商品の販売を行った場合には、積極的誘導侵害に当たるとして、外国における製造行為の差止めを認めている。

< Honeywell Inc. v. Metz Apparatewerke 事件の第 7 巡回区控訴裁判所の判決 (1975 年 1 月 7 日) >¹⁴²

【事案】 原告 Honeywell 社 (デラウェア法人) は写真用フラッシュ装置に関するアメリカ合衆国の特許を有している。被告 Metz 社 (ドイツ法人) の製品は、独占的配給契約を結んだ被告 Ehrenreich Photo-Optical 社および子会社を通じてアメリカ合衆国の市場に出回った。被告 Bass Camera 社は、被告 Ehrenreich Photo-Optical 社および子会社から製品を購入し販売していた。原告 Honeywell 社 (デラウェア法人) は、自らの本拠のあるイリノイ州で、被告 4 社を相手取り、原告の特許権侵害を主張し訴訟を提起した。

【判旨】 原審の判決を破棄差戻した。

「被告 Metz 社はアメリカ合衆国国内での直接侵害の責任を問われているわけでもない。被告 Metz 社の製造・販売行為はアメリカ合衆国ではなく、ヨーロッパでなされた。アメリカ合衆国特許法は域外的な効果 (extraterritorial effect) を有しない。しかし、国内での直接侵害をもたらす場合には、アメリカ合衆国国外での事象 (events) にも積極的誘導侵害 (active inducement) が見出されうる」とした。

< Spindelfabrik Suessen-Schurr v. Schubert & Salzer Maschinenfabrik Aktiengesellschaft 事件の連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) の判決 (1990 年 5 月 17 日) >¹⁴³

【事案】 原告 Spindelfabrik 社 (ドイツ法人) は織物を作るためのオープンエンド式自動回転系紡ぎ装置および方法に関するアメリカ合衆国特許を有していた。原告は被告 Schubert & Salzer 社 (ドイツ法人) の Spincomat という製品がドイツで製造し、アメリカ合衆国の子会社を通じて製品を販売する行為が原告特許を侵害していると主張し、1985 年に南カロライナ地方裁判所に訴訟を提起し、勝訴した。しかし、その判決の 6 週間後、被告の再設計バージョンの装置もまた原告の特許を侵害しているとの疑いがあり、原告は被告の製品製造、販売、広告などを禁じる差止めを求め、第 1 審、第 2 審ともに原告の主張が認められた。

1989 年に、上記裁判で命じられた差止命令を被告が遵守していないことを理由に、原告は被告の特許侵害行為の差止めを求め、原告の主張が認められた。本件はこの控訴審である。

【判旨】 原告の主張を認め、控訴を棄却した。

「1989 年の原審の差止命令は、『アメリカ合衆国国内あるいはアメリカ合衆国国内での使用目的製品』、もしくは『アメリカ合衆国への輸送が予定されている製品』のみに適用され

¹⁴² 509 F.2d 1137(7th Cir. 1975) なお、裁判管轄に関する判旨については、2 . (2) a.を参照。

¹⁴³ 903 F.2d 1568 (Fed. Cir. 1990)

る。…ドイツにおける製品の製造そのものを禁じているわけではない。…注意書 (notice) の要求は、製品に『アメリカ合衆国国内での販売または使用、あるいはアメリカ合衆国への輸送を認めない』旨の注意書 (notice) をつけるというものであるが、…このような命令は理に適っており、…特許法の域外適用が認められていないということに反するものでもない。これは十分に地方裁判所の権限内のものである」とした。

いずれの判決も、製品がアメリカ合衆国国内で販売された場合には、外国における、アメリカ合衆国向けの製造・販売も侵害となるとしている。Spindelfabrik 事件では、その侵害行為の差止めも認めている。この判決はドイツあるいはフランスの裁判所の承認を受けなければそれらの国では効力を有さないが、アメリカ合衆国では裁判所侮辱罪に裏打ちされた差止命令となっている。

特許法第 271 条(c)¹⁴⁴は、寄与侵害 (contributory infringement) に関して、「アメリカ合衆国における販売の申出あるいはアメリカ合衆国への輸入」する者にかかわるものとして規定しているので、外国における行為が寄与侵害になるかについては疑問があるようである¹⁴⁵。

この点につき、1972 年の Deepsouth 事件判決¹⁴⁶で、最高裁判所は、アメリカ合衆国で機械の部品を製造し、その部品を外国の買主に販売するため海外に向けて輸出していた事案について、「アメリカ合衆国内での特許発明の無権限生産について規定しているアメリカ合衆国特許法第 271 条(a)によって、特許権者は、外国で利用するために部品を組み立てる買主に売却するため、装置の部品を生産することを妨げられない。第 271 条(a)で引用されている『生産』という言葉は、組み合わせ装置の部品の生産まで含まず、また組み立てられていない発明の部品の輸出は含まれず、特許侵害とはならない」とした。そこで、外国において特許侵害品を製造する目的でその部品をアメリカ合衆国内で生産する行為を特許の侵害とする改正がなされた (第 271 条(f)¹⁴⁷)。この第 271 条(f)の適用範囲については、Enpat 事件

¹⁴⁴ 特許法第271条(c)「特許されている機械、製品、組み合わせ物、組立物の構成要素、または方法の特許において使用される材料または装置であって発明の重要な部分を、それが実質的には特許を侵害しない使用に適した重要商業商品ではなく、特許を侵害するかたちで特別に、製造、または改造されたものであることを知りつつ、アメリカ合衆国において販売の申出や販売を行い、またはアメリカ合衆国に輸入した者は、寄与侵害の責任を負う」

¹⁴⁵ Chisum, D. S., Patents, Vol.6, Matthew & Bender, 1994 § 16.05[1][e]

¹⁴⁶ 406 U.S. 518 (1972)

¹⁴⁷ 特許法第271条(f)(1)「特許発明の構成要素の全てもしくは大部分であって、全部または一部が解体されているものを、アメリカ合衆国において (仮に組み合わせがアメリカ合衆国内で行われていたならば特許を侵害するであろう方法によって)、組み合わせることを積極的に誘導する態様でアメリカ合衆国において、またはアメリカ合衆国から、権限なく供給し、もしくは供給させた者は、特許侵害

においてヴァージニア東部地区連邦地方裁判所は、アメリカ合衆国における実施を目的とした場合に限られ、外国における実施を目的としている場合は侵害にならないとしている。

< Enpat, Inc. v. Microsoft Corporation 事件のヴァージニア東部アレキサンドリア地区地方裁判所の判決 (1998年5月22日) >¹⁴⁸

【事案】 原告 Enpat 社 (アメリカ合衆国法人) はソフトウェアに関する特許 (以下 '506 特許とする) を有していた。原告は、被告 Microsoft 社 (アメリカ合衆国法人) の 6 つのソフトウェア商品の製造、合衆国内外での販売が '506 特許の直接および間接的侵害を構成すると主張した。これに対して 98 年 4 月 3 日の一部略式判決で、6 つの製品につき、いずれも直接侵害はないと判断された。4 月 17 日には、6 つの商品のうち 4 つについて、原告 Enpat 社の特許の侵害に該当しないものとし、被告による製造およびこれらの商品の販売は寄与侵害あるいは侵害の積極的誘導侵害ともみなすことはできないと判断された。

本件は、残る 2 つの商品の国外での販売に関する一部略式判決である。

【判旨】 被告の一部略式判決の申立てを認め、請求を棄却した。

「原告 Enpat 社の U.S. Patent No. 5,548,506 ('506 特許) のような方法の特許は、その方法自体を実施されることによってのみ直接的に侵害される可能性がある。さらに、特許法第 271 条(a)に基づく直接侵害を構成するためには、その方法の利用が『アメリカ合衆国国内』で行わなければならない。本件では、被告 Microsoft 社の主張のとおり、外国のソフトウェア購入者による原告の方法の特許利用は、アメリカ合衆国国外でなされたため、原告特許の直接侵害とはならない。そうすると、直接侵害がないため、被告の商品の国外販売は、アメリカ合衆国特許法第 271 条(b)ないし第 271 条(c)で定義される寄与侵害もしくは積極的誘導侵害行為にも該当しない」とした。

「原告は、被告が当該商品を国外で販売することはアメリカ合衆国特許法第 271 条(f)(2)に反すると主張した。その論拠として、アメリカ合衆国の方法の特許を利用して作られた製品をアメリカ合衆国国内で使用・販売するために輸入する行為は、第 271 条(g)¹⁴⁹で侵害としてい

者としての責任を負う」

第271条(f)(2)「実質的に特許を侵害しない使用に適した重要商業商品ではなく、発明のために特別に製造または改造されたものであると知りつつ、かつ仮にアメリカ合衆国内で行われたならば特許を侵害する方法で、そのような構成要素がアメリカ合衆国外で組み合わせられるであろうとの意図をもって、権限なく、アメリカ合衆国においてまたはアメリカ合衆国から供給し、もしくは供給させた者は、特許侵害者としての責任を負う」

¹⁴⁸ 6 F. Supp. 2d 537 (E.D.Va 1998)

¹⁴⁹ 特許法第271条(g)「アメリカ合衆国で特許されている方法の特許を使用した製品を、権限なく、アメリカ合衆国において販売の申出、販売、使用を行い、またはアメリカ合衆国国内に輸入した者は、その製品の輸入、販売の申出、販売、使用が特許権の存続期間内である場合、特許侵害者としての責任を負う。…」

げるといえる。議会は外国での方法の特許の使用に対していかに保護すべきかを十分理解したうえで、この条項の保護対象を方法の特許の使用を通じて製造した製品がアメリカ合衆国へ流入する可能性があるものに限定している。仮に議会在、アメリカ合衆国の企業が製品を輸出し、その結果、外国企業が方法の特許を無権限で使用したことになることを禁ずる意図があったのであれば、現在の曖昧な文言でなく、より明確な文言とただらう。その代わり、本裁判所は、被告 Microsoft 社が主張するように、第 271 条(f)の立法経緯および文言が、外国で組み立てを行い、商品、装置あるいは発明の組み立てを完成させることを意図して、アメリカ合衆国において特許の構成要素たる部品を販売する行為を対象としているとの解釈には同意する」とした。

そして、「Standard Havens 事件のアスファルト製造方法あるいは Aerogroup 事件の靴のデザインのように、原告の特許は、特許された物理的な商品の組み立てというよりも特別な工程によって完成されるといふいくつかのステップである。方法のなかには、何らかの形で物理的な物の使用も含まれているということは事実であるが、その使用だけでは第 271 条(f)の適用範囲内の方法の特許に該当するとはいえない。したがって、原告の特許は第 271 条(f)の意図する“構成要素”を有しない」とした。

このように、アメリカ合衆国では、外国における行為であっても、特許の侵害となることを認めているが、インターネットにかかわる特許侵害についてはどのように考えられるであろうか。インターネット上のシステムについては、Decca 事件と Hughes Aircraft 事件の請求裁判所の判決から、アメリカ合衆国内にシステムを管理する場所があればアメリカ合衆国の特許法が適用されることになりそうだが、インターネット上のシステムについて管理の場所というものを考えることができるか、考えることができるとしてその場所はどこか、ということが問題となる。

インターネットを利用したコンピュータ・ソフトウェアの販売については、Spindelfabrik 事件の連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) の判決によると、アメリカ合衆国内における使用を目的とした販売であれば、アメリカ合衆国外のサーバの記録媒体に記録する行為を積極的誘導侵害とすることができるように思われるが、上記の判例は特許侵害品のアメリカ合衆国内での販売がある事案であるから、インターネット上の流通について、同じ考えが当てはまるか、という問題がある。この場合に、アメリカ合衆国内における使用が侵害とならない場合に、直接侵害をどのように捉えるかという問題もある。

なお、前述の Playmen 事件のニューヨーク南部地区連邦地方裁判所の判決では、アメリカ合衆国内に影響を及ぼすインターネットを利用した商標侵害行為が外国のサイトで行われた場合でも、アメリカ合衆国からの利用者を受け付けているような事情があれば、差止めは認められるとしている。Spindelfabrik 事件の連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) と Playmen 事件のニューヨーク南部地区連邦地方裁判所の判決からすると、インターネットを利用した

コンピュータ・ソフトウェアの販売の場合にも、アメリカ合衆国内における流通を意図している場合には、外国のサイトからコンピュータ・ソフトウェアを流通させる行為も積極的誘導侵害として差止めが認められる可能性があると思われる。

(3) イギリスにおける外国の行為への特許法の適用

イギリス特許の効力はイギリスの国内にのみ及ぶとされている。したがって、イギリスの国外からイギリスの国内に輸出したとしても特許の侵害とはならないとされている。しかしながら、Molnlycke 事件の控訴院民事部判決のように、外国で行われた行為であっても、積極的にイギリスからの注文を受け付けていたような場合には、イギリス特許の共同侵害あるいは侵害の教唆とされる場合がある^{150 151}。

インターネット上の特許侵害についても、Molnlycke 事件の控訴院民事部判決の判決と Mecklermedia 事件の高等法院大法官部の判決からすれば、イギリスへ向けたコンピュータ・ソフトウェアの販売も、その販売の方法によっては、特許侵害とされる可能性はある。また、インターネット上のシステムの特許の実施も、システムがイギリスにおける実施に向けられている場合には、特許の侵害とされる可能性はあろう。

¹⁵⁰ Cornish, W. R., *Intellectual Property*, Sweet & Maxwell, 1989, p.164-165

Benyamini, A., *Patent Infringement in the European Community*, VCH, 1992, p.252

¹⁵¹ フランスでも、特許侵害品がフランスに輸入された場合に、外国からの輸出もその輸出の態様によっては侵害となることを認めている。

Burst, J. J., "Recent Case Law Development in French Patent Law", *Industrial Property Vol. 21*, 1982, pp.135-136

Benyamini前掲書（注150）、252頁

4. ネットワーク上を流通する電子マネーへの適用

電子マネーのスキームあるいは電子マネーで用いられている暗号などを対象とする特許は、コンピュータ・ソフトウェアの特許として捉えることができるが、コンピュータ・ソフトウェアが国境を越えたオープン・ネットワーク上で利用されると、新たな問題をもたらすことになる。そこでの問題は、国際裁判管轄、準拠法、特許の地理的な効力、の三つの問題である。は国際民事訴訟法の問題であり、は国際私法の問題であり、は特許法の問題である。

本稿では、電子マネーの主要な流通地と予想される日本、アメリカ合衆国、ヨーロッパの国際裁判管轄と準拠法についての基本的な考え方を検討した。の国際裁判管轄については、日本の学説では一般的な議論がなされているものの、電子マネーがどのような状況で流通している場合に裁判管轄が認められるかは明らかではない。日本において電子マネーが流通している場合には、不法行為地であることを理由に裁判管轄が認められるのではないと思われるが、明確とは言えない。日本において電子マネーが流通していない場合に、被告の支店等の営業所があることを理由に特許侵害訴訟の裁判管轄が認められるか、あるいは、日本の特許侵害を主張して裁判管轄が認められるか、についても明らかではないが、日本において流通していない電子マネーについて日本の裁判所の裁判管轄を認めることには慎重でなければならないであろう。また、電子マネーの流通を基準として裁判管轄の有無を判断するとした場合、どの程度の流通があればよいか、ということも明らかではない。

アメリカ合衆国では、通商の流れ（the stream of commerce）があれば、特許侵害についての裁判管轄が認められるところからすれば、アメリカ合衆国における流通を意図して電子マネーのスキームを構築した場合にはアメリカ合衆国の裁判管轄が認められるということになる。この場合でも、どの程度の通商の流れ（the stream of commerce）があればよいか、アメリカ合衆国における流通についてどの程度の意図があればよいかについては、明確ではない。国境のないインターネット上を流通するという電子マネーの特徴によって、インターネット上を流通することは、アメリカ合衆国を流通するということを同時に意味する側面を有するために、難しい問題である。

ヨーロッパでは、ブラッセル・ルガノ条約にも関わらず、特許侵害訴訟についての国際裁判管轄は明確ではない。ブラッセル・ルガノ条約については、外国特許の侵害訴訟についての裁判管轄を認めるか否か、ということが一つの争点となっているが、国内特許の侵害訴訟

で、どのような場合に外国に所在する者を被告とする事案で裁判管轄を認めるか、ということとは別の問題である。イギリスでは、外国特許の侵害訴訟について裁判管轄を認めることは否定的であるが、外国に所在する者をイギリスの特許侵害訴訟の被告とすることを認めている。もっとも、電子マネーに関して、どのような流通状況をしている電子マネーについて、どのような関わりを有する者に対して、イギリス特許侵害訴訟についての裁判管轄を認めるかについては難しい問題である。

準拠法については、日本では、不法行為地の準拠法を適用するという基本的な考え方が採られているが、その場合に不法行為地が行動地、結果発生地のいずれかにあるか、結果発生地はどこか、という問題については明確ではない。電子マネーが流通している地が不法行為地であると考えることが合理的であると思われるものの、電子マネーはインターネット上を流通しているので、どこの地を流通しているかという難しい問題がここでも生じる¹⁵²。

アメリカ合衆国の裁判所では、外国における行為が絡む場合であっても、特許侵害品がアメリカ合衆国内を流通している場合には、特許侵害訴訟についてアメリカ合衆国法を適用している¹⁵³。この考え方によれば、電子マネーがアメリカ合衆国内を流通している場合には国際裁判管轄が認められ、アメリカ合衆国の特許法が準拠法とされるところと考えるべきであろう¹⁵⁴。

イギリスでも、イギリスにおいて商品が流通している場合には、電子マネーが流通するイギリスの特許法が適用されると考えるべきであろう¹⁵⁵。オランダでも、製品が製造販売されている地の法が適用しているところから、電子マネーが流通する地の法が適用されると考えるべきであろう。

¹⁵² 日本の裁判所で裁判管轄が認められた場合には、準拠法の如何によって、結果が異なる可能性が生じる。アメリカ合衆国法が準拠法とされた場合には、アメリカ合衆国特許法に関する判例からすれば、電子マネーのシステムがアメリカ合衆国を含む国際的なシステムとして運用されていれば、たとえ、そのシステムの一部がアメリカ合衆国の国外に存在するとしても特許の直接侵害が認められる可能性があり、そのシステムがアメリカ合衆国の国外に存在するとしても特許の誘導侵害が認められる可能性がありそうである。このような場合に、アメリカ合衆国の特許法をその国外である日本における行為に適用するかという問題が生じる。

¹⁵³ これは、通商の流れ (the stream of commerce) を準拠法を決定する基準としていると評価することもできるであろう。

¹⁵⁴ この場合にも、どの程度の流通があればアメリカ合衆国特許法を適用するかは難しい問題である。

¹⁵⁵ 外国特許の侵害訴訟を認める場合には、準拠法選択の基準が問題になるが、これまで、外国特許侵害訴訟の裁判管轄について否定的であったため、特許侵害訴訟の準拠法についての判例は未成熟である。

上述の議論は、従来の考え方を電子マネーにあてはめたものである。しかしながら、インターネットを流通する電子マネーについて、これまでの考え方を及ぼすことができるかについては、議論の余地がある。石黒教授¹⁵⁶、道垣内教授¹⁵⁷は、インターネットについて特別な考え方をとる必要がないとするが、Ginsburg¹⁵⁸、Geller¹⁵⁹は、インターネットについては特別な考え方をを用いるべきであるとしている。情報がこれまでとは比べられないくらい自由に流通するというのがインターネットの真髄であり、これを生かしていくためには、インターネットの特性を十分考慮することが必要となるであろう。また、インターネット上では、情報の流通をコントロールすることは難しいので、この面からもインターネットについての特別な考慮が必要となるであろう¹⁶⁰。したがって、インターネット上で利用される電子マネーについては、電子マネーの流れをどのように捉えるか、ということが準拠法を決定するうえで重要なポイントとなるであろう。

インターネット上で流通する電子マネーと特許の効力を考える場合には、(a)暗号の特許と、(b)電子マネーのスキームの特許を分けて考える必要がある。(a)暗号の特許について、インターネット上の暗号の特許の侵害として、インターネット上における暗号の使用と暗号のソフトウェアのインターネット上の移転の二つが考えられる。(b)電子マネーのスキームについて、インターネット上の電子マネーのスキームの特許の侵害として、インターネット上の電子マネーのスキームの構築及び使用ということが考えられる。

このなかで、暗号を実現するコンピュータ・ソフトウェアのインターネット上の移転は、国境を越えたコンピュータ・ソフトウェアの移転がインターネット上で容易に行われるというコンピュータ・ソフトウェアの特質に基づく問題であり、暗号の特許に特有の問題ではない。インターネット上のコンピュータ・ソフトウェアの流通に特許法が十分な対応をしていないことから生じる問題である。この点については、「...を送信する方法」という送信方法のクレームを認めるべきであるとの考え方、あるいは、記録媒体に搬送波を含めることによ

¹⁵⁶ 石黒一憲、『国際知的財産権 サイバースペース vs.リアルワールド』、NTT出版株式会社、1998年、26頁

¹⁵⁷ 道垣内正人、「サイバースペースと国際私法」、ジュリスト1117号、1997年、65頁

¹⁵⁸ Ginsburg, J. C., "Global Use, Territorial Rights, Private International Law, Questions of the Global Information Infrastructure", organized by WIPO, held in Mexico City, May 22-24, 1995, p.383, 401

¹⁵⁹ Geller, P. E., "Conflicts of Laws in Cyberspace : Rethinking International Copyright", 44 Journal of Copyright Society of the U.S.A, 1997, p.573

¹⁶⁰ 石黒教授の考え方は、事案に応じた裁判管轄の決定、準拠法の決定を求めるものであり、電子マネーがインターネット上を流通している場合について、その事情を考慮すべきでないとして主張してい

ってインターネット上の情報を物として捉えるとの考え方などが示されているが、いずれも議論にも問題があるとされている。

インターネット上の電子マネーのスキームの構築あるいはそのスキームや暗号などの使用をどう捉えるかという問題は、電子マネーのスキームを対象とする特許や暗号などがインターネット上で利用される技術であるという特徴に基づくものである。

特許法は、これまで物理的な存在のある物あるいは方法に用いられる物などを念頭において、物の存在する国を基準として特許の効力を考えてきたといえるであろう¹⁶¹。インターネットが国境を問題としないため、特許の効力を原則的にその国内に限るという考え方が再検討を迫られることになってきている。

日本では、特許の効力は特許を付与した国の中に限られると漠然と考えられてきた。そして、通説は日本の特許法の効力を日本の国内で行われた行為に限定しているので、特許の対象とされている電子マネーのスキームの一部が外国において実現されている場合には、特許の侵害にならないことになる。この場合には、電子マネーのスキームの一部が外国において実現されている場合に、国内に存在する電子マネーのスキームを実現するためのシステムがその電子マネーのスキームを実現するためにのみ使用されるものである場合には間接侵害となるかが問題となる。特許の対象とされている暗号を実現するソフトウェアを特許の存在しない国で生産する行為は、たとえ、特許の存在する日本に輸出するために生産する行為であっても、特許の侵害とはならない。そして、特許の対象とされている暗号を実現するソフトウェアを格納した媒体を輸出する行為は、日本に輸入される時には特許の侵害となると考えらるが、外国に所在する輸出者を特許の侵害者とすることができるか、という問題がある。特許の対象とされている暗号を実現するソフトウェアをオンラインで日本国内へ送る行為は、ソフトウェアの送信が特許の侵害とされていないので特許の侵害とはならないことになる。

アメリカ合衆国の特許法が適用された場合には、侵害を主張された者の電子マネーのシステムがアメリカ合衆国を含む国際的なシステムとして運用されていれば、たとえ、そのシステムの一部がアメリカ合衆国の国外に存在するとしても、Decca 事件の判決からすれば、特許の直接侵害が認められる可能性がある。また、電子マネーのシステムがアメリカ合衆国の国外に存在するとしても、流通がアメリカ合衆国に向けられていれば、特許の誘導侵害が認

ると理解すべきではないであろう。

¹⁶¹ アメリカ合衆国の判例では、アメリカ合衆国内に製品が流通している場合には、アメリカ合衆国の特許の効力を及ぼしているが、この考え方も基本的にはアメリカ合衆国の領域内における製品の流通

められる可能性もある。特許の対象とされている暗号を実現するソフトウェアを格納した媒体をアメリカ合衆国へ輸出する行為は積極的誘導侵害とされるであろうし、オンラインでアメリカ合衆国内で移転する行為も積極的誘導侵害とされるであろう¹⁶²。そして、アメリカ合衆国で訴訟がなされ、アメリカ合衆国の特許法に基づいて特許侵害の判断がなされた場合には、その差止命令で、世界中における行為の差止めを認める判決が出されることがある¹⁶³。この判決の不実施は裁判所侮辱として制裁を受けるため、アメリカ合衆国でこのような判決を受ければ、事実上¹⁶⁴、世界中での差止めという意味を持つことがある。また、アメリカ合衆国国内における差止めを認める判決であったとしても、ネットワーク上で使用される電子マネーについては、アメリカ合衆国でその電子マネーの流通を阻止することができないから、この場合も、事実上、世界中におけるその電子マネーの使用の差止めの効果を有するおそれがある。

イギリスでも、イギリスで流通する電子マネーに関連する技術については、イギリスの裁判所の管轄を認め、イギリスの特許法を適用して、侵害を認めるのではないと思われる。インターネット上を流通する場合には、イギリスを流通するとして裁判管轄を認めるのではないとも思われるが明確ではない。

アメリカ裁判所の判決は裁判所侮辱に対する強い制裁などによって担保されているので、アメリカ合衆国を流通する電子マネーの場合には、たとえ、その電子マネーがアメリカ合衆国以外の国を流通するとしても、その電子マネーはアメリカ合衆国の特許権の行使を受ける可能性が否定できないであろう。そうすると、ネットワーク上を流通する電子マネーの場合には、アメリカ合衆国における流通を阻止することはできないので、アメリカ合衆国において第三者が特許を有する場合には特許権の譲渡を受けるか実施許諾を受けない限り、実際上は、電子マネーを実用化することにリスクが付きまとうことになるであろう。したがって、電子マネーについては、アメリカ合衆国における特許に最大の注意が払われることなるであろう。また、ユーロの誕生もあって、ヨーロッパにおける電子マネーの流通もこれまで以上に重要視されるであろうから、ヨーロッパに対しても大きな注意が払われるようになるであ

という地理的要素を考慮しているものと思われる。

¹⁶² 積極的誘導侵害が肯定されるためには直接侵害が必要であるため、受け取った者に特許侵害（直接侵害）が成立しない場合は問題がより複雑になる。

¹⁶³ *Stac Electronics v. Microsoft Corporation* 事件(No. Cv. 93-0413 ER (Bx) : Permanent Injunction, Filed on June 8 (1994)) では、世界中における差止めを命じている。

¹⁶⁴ アメリカ合衆国の裁判所の判決に対する不服従による裁判所侮辱の制裁はアメリカ合衆国国内に限られるけれども、アメリカ合衆国と無関係でいることは難しいので、事実上、その裁判所の判決に

らう¹⁶⁵。

以 上

従わなくてはならなくなる。

¹⁶⁵ 日本の通説的な立場によれば、国際的に流通する電子マネーに、日本の特許法が適用される場合は限られたものとなるので、国際的に流通する電子マネーについては、日本で訴えが起こされる可能性は小さいものとなろう。

【参考文献】

- 池原季雄（鈴木忠一・三ヶ月章監修）、「国際的裁判管轄」『新・実務民事訴訟講座7』、日本評論社、1982年
- 石黒一憲、『現代国際私法 上』、東京大学出版会、1986年
- 、『情報通信・知的財産権への国際的視点』、国際書院、1990年
 - 、『国際民事訴訟法』、新世社、1996年
 - 、『通商摩擦と日本の進路』、木鐸社、1996年
 - 、「サイバースペースにおける国際的著作権侵害 抵触法的考察（上）（下）」、貿易と関税、1998年、1月・2月号
 - 、「『国際知的財産権 サイバースペースvs.リアルワールド』、NTT出版株式会社、1998年
- 岩田哲幸、「英国特許侵害事件について ドイツ裁判所に裁判管轄が認められたケース」、AIPPI、42巻5号、1997年
- 岩村充、『電子マネー入門』、日本経済新聞社、1996年
- Grynwald, G.（鳥羽みさを訳）、「ヨーロッパにおけるクロスボーダーインジャンクション 国境を越える差止」、AIPPI、第42巻第5号、1997年
- 小林秀之、『アメリカ民事訴訟法』、弘文堂、1985年
- 佐野寛、「法例における不法行為の準拠法」、ジュリスト1143号、1998年
- 澤木敬郎・道垣内正人、『国際私法入門 [第4版補訂版]』、有斐閣双書、1998年
- 新堂幸司、『新民事訴訟法』、弘文堂、1998年
- 竹下守夫・村上正子、「国際裁判管轄と特段の事情 最高裁平成9年11月11日判決の検討」、判例タイムズ979号、1998年
- 茶園成樹、「外国特許侵害事件の国際裁判管轄」『日本工業所有権法学会年報』、第21号、有斐閣、1998年
- 道垣内正人（新堂幸司・小島武司編）、「国際的裁判管轄」『注釈民事訴訟法』、有斐閣、1991年
- 、「サイバースペースと国際私法」、ジュリスト1117号、1997年
- 豊崎光衛、『工業所有権法 [新版・増補]』、有斐閣、1980年
- 中西康、「出版物による名誉毀損事件の国際裁判管轄に関する欧州司法裁判所1995年3月7日判決について」、法学論叢142巻第5・6号、1998年
- 中山信弘、『工業所有権法 上 特許法 [第2版]』、弘文堂、1998年
- 平野晋、「サイバースペース法とインターネット上の裁判管轄」、国際商事法務、第25巻第10号、1997年
- 平野晋・牧野和夫、『[判例] 国際インターネット法 サイバースペースにおける法律常識』、プロスパー企画、1998年
- 松本直樹、「特許権の効力に関する国際的問題（1）（2）」、特許管理 vol. 43 No.3/4、1993年

山田鏡一、『国際私法』、有斐閣、1992年

Arnold, R., "Can One Sue in England for Infringement of Foreign Intellectual Property Right?" 7 E.I.P.R., 1990.

Bender, D., "Computer Law (Chapter 3D: Internet Issues)," Matthew Bender, Vol. 2, No.34, June 1998.

Benyamini, A., Patent Infringement in the European Community, VCH, 1992

Bertrams, H., "The Cross-Border Prohibitory Injunction in Dutch Patent Law," IIC, Vol. 26, No.5, 1995.

Burdon, M., P. Garland, and L. Beresford, "Pan-European Patent Litigation-Back to the Future," Patent World, Dec 1997/Jan 1998.

Burk, D. L., "Jurisdiction in a World Without Borders," 1 Virginia Journal of Law & Technology, Vol.1, No.3, 1997.

, "Patents in Cyberspace: Territoriality and Infringement on Global Computer Networks," 68 Tulane Law Review, Vol.68, No.1, 1993.

Burnstein, M. R., "Notes : Conflicts on the Net : Choice of Law in Transnational Cyberspace," 29 Vanderbilt Journal of Transnational Law, 1996.

Burst, J. J., "Recent Case Law Development in French Patent Law", Industrial Property Vol. 21

Chisum, D. S., Patents, Vol.6, Matthew & Bender, 1994.

, Patents, Vol.8, Matthew & Bender, Cumulative Supplement 1997.

Cohen, S., "Jurisdiction Over Cross Border Internet Infringements," E.I.P.R., 1998.

Cornish, W. R., Intellectual Property, Sweet & Maxwell, 1989

Dicey and Morris, The Conflicts of Laws, Sweet & Maxwell, 12th, 1993.

Fentiman, R., "Conflicts of Law, Multimedia and the Internet : Global Challenge for Law," organized by International Federation of Computer Law Associations, The Computer & Law, held in Brussels : June 27-28, 1996.

Geller, P. E., "Conflicts of Laws in Cyberspace : Rethinking International Copyright," 44 Journal of Copyright Society of the U.S.A, 1997.

Gielen, C., "Litigation Patents in the Netherlands: Procedure and Cross-Border Effects; where do we stand ?" Patent World, Dec 1997 / Jan 1998.

Ginsburg, J. C., "Global Use, Territorial Rights, Private International Law, Questions of the Global Information Infrastructure," organized by WIPO, held in Mexico City, May 22-24, 1995.

Gringras, C., The Laws of the Internet, Butterworths, 1997.

Jenard, P., Report on the Convention on jurisdiction and the enforcement of judgements in civil and commercial matters(Signed at Brussels, 27 September 1968), Official Journal of the European Communities No.C 59/1, 1979.

Johnson, D. R and D. Post, "Surveying Law and Borders: Law and Borders-The Rise of Law in Cyberspace," 48 Stanford Law Review, 1367, 1996.

Jooris, E., "Infringement of Foreign Copyright and the Jurisdiction of English Courts," 3 E.I.P.R., 1996.

- Kelly, D. M. and C. J. Hieber, "Untangling a Web of Minimum Contacts: The Internet and Personal Jurisdiction in Trademark and Unfair Competition Cases," *The Trademark Reporter*, Vol. 87, No. 5, Sep-Oct, 1997.
- Meibom, W. V. and H. Pitz, "Cross-border Injunctions in International Patent Infringement Proceedings," 8 *E.I.P.R.*, 1997.
- Moufang, R., "Adjudicating Infringement Suits Relating to Foreign Patents-A Europe Perspective," *Max Planck International Patent, Copyright and Competition Law*, Munich, 1997.
- O'Sullivan, G., "Cross-Border Jurisdiction in Patent Infringement Proceedings in Europe," 12 *E.I.P.R.*, 1996.
- Rosenthal, A. D., "Venue and Personal Jurisdiction Over Alien Corporations in Patent and Trademark Suits," *Patent Law Annual*, 1980.
- Stauder, D., "Cross-Border Protection of Europe Patents," *IIC*, Vol. 29, No. 5, 1998.
- Stott, D. L., "Personal Jurisdiction in Cyberspace: The Constitutional Boundary of Minimum Contacts Limited to a Web Site," *The John Marshall Journal of Computer & Information Law*, Vol. XV, No. 4, 1997.
- Tellell, *Tellell on the Law of Patents*, Sweet & Maxwell, 1994.
- Thomas, J. R., "Litigation beyond the technological frontier: comparative approaches to multinational patent enforcement," *Law & Policy in International Business Law and Policy in International Business*, Vol. 27, No. 2, 1996.
- Tritton, G., *Jurisdiction and Intellectual Property (Intellectual Property in Europe)*, London Sweet & Maxwell, 1996.
- Wille, D., "Personal Jurisdiction over Aliens in Patent Infringement Actions: A Uniform Approach Toward the Situs of the Tort," *Michigan Law Review*, Vol.90, Dec 1991.

【判例索引】

以下の判例における判例集の略称は次のとおり。

U.S. : Supreme Court (federal)

F.2d : Federal Reporter, 2d series

F.3d : Federal Reporter 3d series

F. Supp : Federal Supplement

U.S.P.Q. : United States Patent Quarterly

N.Y.2d : New York Reports 2d series

All E.R. : All England Law Reports

F.S.R. : Fleet Street Reports

R.P.C. : Reports of Patent Cases

W.L.R. : Weekly Law Reports

E.C.R. : Report of Cases Before the Court of Justice of the European Communities

C.M.L.R. : Common Market Law Reports

GRUR : Gewerblicher Rechtsschutz und Urheberrecht Internationaler Tei

C.L.R. : Commonwealth Law Reports

日本

最判昭和 28 年 4 月 30 日民集 7 卷 4 号 461 頁

東京地判昭和 56 年 10 月 16 日民集 35 卷 7 号 1224 頁

最判平成 9 年 11 月 11 日民集 51 卷 10 号 4055 頁

アメリカ

Asahi Metal Industry Co. v. Superior Court of California., 480 U.S. 102 (1987)

Babcock v. Jackson, 12 N.Y. 2d 473 (1963)

Bensusan Restaurant Corp. v. King, 937 F. Supp. 295 (1996)

Beverly Hills Fan Company v. Royal Sovereign Corp. and Ultec Enterprises Co., Ltd., 21 F.3d 1558 (1994)

CompuServe, Inc. v. Paterson, 89 F.3d 1257 (1996)

Dakota Industries, Inc. v. Dakota Sportswear, Inc., 946 F.2d 1384 (1991)

Decca Ltd. v. U.S., 544 F.2d 1070 (1976)

Deepsouth Packing Co., Inc. v. The United States, 406 U.S. 518 (1972)

Eileen Weber v. Jolly Hotels, 977 F. Supp. 327 (1997)

Enpat, Inc., v. Microsoft Corp., 6 F. Supp. 2d 537 (1998)

Hearst Corp. v. Goldberger, 1997 U.S. Dist. LEXIS 2065 (1997)

Honeywell Inc. v. Metz Apparatewerke, 509 F.2d 1137 (1975)

Horne v. Adolph Coors Co., 684 F.2d 255 (1982)

Huchel v. Sybron Corp., 212 U.S.P.Q. (BNA) 133 (1980)

Hughes Aircraft Co. v. U.S., 29 U.S.P.Q. 2d (BNA) 1974 (1993)

Inset Systems, Inc. v. Instruction Set, Inc., 937 F. Supp. 161 (1996)

International Shoe v. State of Washington, 326 U.S.310 (1945)

Itar-Tass Russian News Agency ; Itar-Tass U.S.A., and Fromer & Associates, Inc.,
Argumenty I Fakty ; Moskowskie Novosti Komsomol-Skaya Pravda ; Union of
Journalists of Russia ; Ekho Planety ; Megapolis Express ; Balagan Israeli Comic

Magazine ; Moskowsky Komsomolets ; AR Publishing Co., Inc. and Yevgen I. Fromer, v. Russian Kurier, Inc., Oreg Pogrebnoy, 47 U.S.P.Q. 2d (BNA) 1810 (1998)
Maritz, Inc. v. Cybergold, Inc., 947 F. Supp. 1328 (1996)
Mars Inc. v. Kabushiki-kaisya Nippon Conlux, 24 F.3d 1368 (1994)
Max Daetwyler Corp. v. Meyer, 762 F.2d 290 (1985)
North American Philips Corp. v. American Vending Sales, Inc., 35 F.3d 1576 (1994)
Oliver F. Marston v. L. E. Gant, 351 F. Supp.1122 (1972)
Ortman v. Stanray Corp., 371 F.2d 154 (1967)
Playboy Enterprises, Inc. v. Chuckleberry Publishing, Inc. 939 F. Supp. 1032 (1996)
Quantitative Financial Software, Ltd. v. Infinity Financial Technology, Inc.; Park Avenue Bank and Iktisat Bankski Turk Anonim Sirketi, U.S. Dist. LEXIS 11575 (1998)
Reynolds v. International Amateur Athletic Fed'n, 23 F.3d 1110 (1994)
Rosen v. NASA, 152 U.S.P.Q. 757 (1966)
Rutherford v. Sherburne Corp., 616 F. Supp. 1456 (1985)
Smith v. Hobby Lobby Stores, Inc., 968 F. Supp. 1356 (1997)
Spindelfabrik Suessen-Schurr, Stahlecker & Grill GmbH, Hans Stahlecker, and Fritz Stahlecker v. Schubert & Salzer Maschinenfabrik Aktiengesellschaft, and Schbert & Salzer Maschinenfabrik Aktiengesellschaft, 903 F.2d 1568 (1990)
Stabilisierungsfonds Fur Wein v. Kaiser Stuhl Wine Distributors PTY. Ltd., 647 F.2d 200 (1981)
Stac Electronics v. Microsoft Corporation事件 (No. Cv. 93-0413 ER (Bx) : Permanent Injunction, Filed on June 8 (1994))
Van Eeuwen v. Heidelberg Eastern, Inc., 123 N.J. Super. 251, 306 A.2d 79 (1973)
World-Wide Volkswagen Corp. v. Woodson, 444 U.S. 286 (1980)
Zippo Manuf. Co. v. Zippo Dot Com, Inc., 952 F. Supp. 1124 (1997)

イギリス

Chiron Corp. and Others v. Organon Teknika Ltd.: Chiron Corp. and Others v. Murex Diagnostics Limited, F.S.R. 325 (1994)
Fort Dodge Animal Health Limited v Akzo Nobel NV, F.S.R. 222 (1998)
Mecklermedia Corporation and Another v. DC Congress GmbH, 3 W.L.R. 479 (1997)
Molnlycke AB v. Procter & Gamble Ltd., 1 W.L.R. 1112 (1991)
Plastus Kreativ AB v. Minnesota Mining and Manufacturing Co., R.P.C.438 (1994)
Tyburn Productions Ltd. v. Conan Doyle, 3 W.L.R.167 (1990)

オランダ

Applied Reserch Systems Holding N.V. v. Organon et al., GRUR Int. 253 (1995)

ヨーロッパ司法裁判所

Athanasios Kalfelis v. Bankhaus Schroder, Munchmeyer, Hengst and Co., E.C.R. 5565 (1988)
Ferdinand M. J. J. Duijnstee v. Lodewijk Goderbauer, 1 CMLR 220 (1985)
Fiona Shevill v. Presse Alliance SA, All E.R. (EC) 289 (1995)

○オーストラリア

Potter v. The Broken Hill, 3 CLR 479 (1906), VLR 612 (1905)